

2026(令和8)年度

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)

福岡教区「計画書」



「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) スローガン

結ぶ絆から、広がるご縁へ

—From tying bonds to great encounters—

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 福岡教区委員会

福岡教区ホームページ <https://www.f-hongwanji.or.jp>

じょうどしんしゅう きょうしょう わたし あゆ みち

浄土真宗の教章（私の歩む道）

しゅう めい 宗 名	じょうどしんしゅう 浄土真宗
しゅう そ 宗 祖 かいさん (ご開山)	しんらんしょうにん 親鸞聖人 たんじょう ご誕生 1173年5月21日（承安3年4月1日） じょうあん ご往生 1263年1月16日（弘長2年11月28日） こうちょう
しゅう は 宗 派	じょうどしんしゅうほんがんじは 浄土真宗本願寺派
ほん ざん 本 山	りゅうこくざん ほんがんじ にしほんがんじ 龍谷山 本願寺（西本願寺）
ほん ぞん 本 尊	あみだによらい なもあみだぶつ 阿弥陀如来（南無阿弥陀仏）
せい てん 聖 典	しゃかによらい と じょうどさんぶきょう ・釈迦如来が説かれた「浄土三部経」 ぶつせつむりょうじゅきょう ぶつせつかんむりょうじゅきょう ぶつせつ あみだきょう 『仏説無量寿経』『仏説観無量寿経』『仏説阿弥陀経』 しゅうそ しんらんしょうにん ちよじゅつ おも しょうぎょう ・宗祖 親鸞聖人が著述された主な聖教 しょうしんねんぶつげ きょうぎょうしんしょう ぎょうかんまつ げもん 『正信念仏偈』（『教行信証』行巻末の偈文） じょうどわさん こうそうわさん しょうぞうまつわさん 『浄土和讃』『高僧和讃』『正像末和讃』 ちゅうこう そ れんにょしょうにん てがみ ・中興の祖 蓮如上人のお手紙 ごぶんしょう 『御文章』
きょう ぎ 教 義	あみだによらい ほんがんりき しんじん ねんぶつ もう じんせい あゆ 阿弥陀如来の本願力によって信心をめぐまれ、念仏を申す人生を歩 よ えん つ じょうど うま ぶつ まよ よ かけ み、この世の縁が尽きるとき浄土に生まれて仏となり、迷いの世に還 ひとびと きょうけ って人々を教化する。
せい かつ 生 活	しんらんしょうにん おし あみだによらい こころ き ねんぶつ 親鸞聖人の教えにみちびかれて、阿弥陀如来のみ心を聞き、念仏を とな み ざんき かんぎ げんぜ 称えつつ、つねにわが身をふりかえり、慚愧と歓喜のうちに、現世 きとう ごおんほうしゃ せいかつ おく 祈祷などにたよることなく、御恩報謝の生活を送る。
しゅう もん 宗 門	しゅうもん しんらんしょうにん おし あお ねんぶつ もう ひとびと つど どうぼう この宗門は、親鸞聖人の教えを仰ぎ、念仏を申す人々の集う同朋 きょうだん ひとびと あみだによらい ちえ じひ つた きょうだん 教団であり、人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝える教団である。 じ た こころゆた い しゃかい じつげん それによって、自他ともに心豊かに生きることのできる社会の実現 こうけん に貢献する。

せんによもんしゅ でんとうほうこくほうよう しんきょう
第25代専如門主 伝灯奉告法要 ご親教

『念仏者の生き方』

仏教は今から約2500年前、釈尊^{しゃくそん}がさとりを開いて仏陀^{ぶつだ}となられたことに始まります。わが国では、仏教はもともと仏法^{ぶつぽう}と呼ばれていました。ここでいう法とは、この世界と私たち人間のありのままの真実ということであり、これは時間と場所を超えた普遍的な真実です。そして、この真実を見抜き、目覚めた人を仏陀といい、私たちに苦悩を超えて生きていく道を教えてくれるのが仏教です。

仏教では、この世界と私たちのありのままの姿を「諸行無常^{しよぎょうむじょう}」と「縁起^{えんぎ}」という言葉で表します。「諸行無常」とは、この世界のすべての物事は一瞬もとどまることなく移り変わっているということであり、「縁起」とは、その一瞬ごとにすべての物事は、原因や条件が互いに関わりあって存在しているという真実です。したがって、そのような世界のあり方の中には、固定した変化しない私というものは存在しません。

しかし、私たちはこのありのままの真実に気づかず、自分というものを固定した実体と考え、欲望の赴くままに自分にとって損か得か、好きか嫌いかなど、常に自己中心の心で物事を捉えています。その結果、自分の思い通りにならないことで悩み苦しんだり、争いを起こしたりして、苦悩の人生から一歩たりとも自由になれないのです。このように真実に^{そむ}背いた自己中心性を仏教では無明煩惱^{むみょうぼんのう}といい、この煩惱が私たちを迷いの世界に^{つな}繋ぎ止める原因となるのです。なかでも代表的な煩惱は、むさぼり・いかり・おろかさの三つで、これを三毒^{さんどく}の煩惱といいます。

親鸞^{しんらん}聖人も煩惱を克服し、さとりを得るために比叡山^{ひえいざん}で20年にわたりご修行に励まれました。しかし、どれほど修行に励もうとも、自らの力では断ち切れない煩惱の深さを自覚され、ついに比叡山を^お下り、法然^{ほうねん}聖人のお導きによって阿弥陀如来^{あみだにょらい}の救いのはたらきに出遇われました。阿弥陀如来とは、悩み苦しむすべてのものをそのまま救い、さとりの世界へ導こうと願われ、その願い通りにはたらき続けてくださっている仏さまです。この願いを、本願^{ほんがん}といいます。我執^{がしゅう}、我欲^{がよく}の世界に迷い込み、そこから抜け出せない私を、そのままの姿で救うとはたらき続けていてくださる阿弥陀如来のご本願ほど、有り難いお慈悲^{じひ}はありません。しかし、今ここでの救いの中にありながらも、そのお慈悲ひとすじにお任せできない、よろこべない私の愚かさ、煩惱の深さに^{ひたん}悲嘆せざるをえません。

私たちは阿弥陀如来のご本願を聞かせていただくことで、自分本位にしか生きられない無明の存在であることに気づかされ、できる限り身を^{つし}慎み、言葉を慎んで、少しずつでも煩惱を克服する生き方へとつくり変えられていくのです。それは例えば、自分自身のあり方としては、欲を少なくして足ることを知る「^{しょうよくちそく}少欲知足」であり、他者に対しては、穏やかな顔と優しい言葉で接する「^{わげんあいご}和顔愛語」という生き方です。たとえば、それらが仏さまの^{まねごと}真似事といわれようとも、ありのままの真実に教え導かれて、そのように志して生きる人間に育てられるのです。このことを親鸞聖人は門弟に宛てたお手紙で、「(あなた方は)今、すべての人びとを救おうという阿弥陀如来のご本願のお心をお聞きし、愚かなる無明の酔いも次第にさめ、むさぼり・いかり・おろかさという三つの毒も少しずつ好まぬようになり、阿弥陀仏の薬をつねに好む身となっておられるのです」とお示しになられています。たいへん重いご教示です。

今日、世界にはテロや武力紛争、経済格差、地球温暖化、核物質の拡散、差別を含む人権の抑圧など、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題が山積していますが、これらの原因の根本は、ありのままの真実に背いて生きる私たちの無明煩惱にあります。もちろん、私たちはこの命を終える瞬間まで、我欲に^{とら}執われた^{ぼんのうぐそく}煩惱具足の愚かな存在であり、仏さまのような執われのない完全に清らかな行いはできません。しかし、それでも仏法を依りどころとして生きていくことで、私たちは他者の喜びを自らの喜びとし、他者の苦しみを自らの苦しみとするなど、少しでも仏さまのお心にかなう生き方を目指し、^{せいいつぱい}精一杯努力させていただく人間になるのです。

国の内外、あらゆる人びとに阿弥陀如来の^{ちえ}智慧と^{じひ}慈悲を正しく、わかりやすく伝え、そのお心にかなうよう私たち一人ひとりが行動することにより、自他ともに心豊かに生きていくことのできる社会の実現に努めたいと思います。世界の幸せのため、実践運動の推進を通し、ともに確かな歩みを進めてまいりましょう。

2016(平成28)年10月1日

浄土真宗本願寺派門主

大谷 光淳

— 目 次 —

1. 宗派「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)計画

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)総合基本計画・重点プロジェクト	6
-------------------------------------	---

2. 福岡教区「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)

2025(令和7)年度総括・2026(令和8)年度計画

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)第5期【2024(令和6)年度～2027(令和9)年度】

福岡教区総合基本計画	10
福岡教区重点プロジェクト実践目標について	12
各組 実践目標一覧<2024(令和6)年度～2027(令和9)年度>	13
2025(令和7)年度 教区「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)〈中央委員会〉総括	16
2025(令和7)年度「同朋運動部」総括	18
2025(令和7)年度「寺院機能推進部」総括	22
2025(令和7)年度「門信徒教化部」総括	24
2025(令和7)年度「広報部」総括	26
2025(令和7)年度「非戦・平和部」総括	27
2026(令和8)年度「同朋運動部」活動方針	30
2026(令和8)年度「寺院機能推進部」活動方針	32
2026(令和8)年度「門信徒教化部」活動方針	33
2026(令和8)年度「広報部」活動方針	34
2026(令和8)年度「非戦・平和部」活動方針	35
「御同朋の社会をめざす運動」福岡教区委員会設置規則	36
第5期「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)福岡教区委員会組織図	38
「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)福岡教区委員会委員名簿	39

3. 意見具申

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）推進にかかる意見具申提出の流れ	41
福岡教区 意見具申一覧	42
2025(令和7)年度 福岡教区 意見具申	43

4. 「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）人権啓発推進僧侶研修会

宗門・福岡教区人権啓発推進僧侶研修会の経緯と取り組み	44
宗門・福岡教区 年表	47
過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて	49
過去帳又はこれに類する帳簿の取扱い基準	50
安芸教区「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」について	51
「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準」「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」の 改正内容について	54
身元調査お断りについて	56
『新「差別事件 糾明のための方途」』について	57
災害時における 人権侵害等について	59

5. 各所属団体・教化団体役員名簿 職員職務分担表

各所属団体・教化団体役員名簿	61
2026(令和8)年度 本願寺福岡教堂・福岡教区教務所職員 職務分担表	68

以 上

以下の内容は別冊とし、各組長事務所に送付済みです。

- ・2025(令和7)年度 各組重点プロジェクト(実践目標)総括及び2ヶ年を通しての成果と課題（総括）
- ・2025(令和7)年度 各組実践運動推進に関する研修会活動報告

1. 宗派「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)計画

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)

総合基本計画・重点プロジェクト

1. 総合基本計画

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)は、「あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現」(『宗制』)をめざし宗門(浄土真宗本願寺派)全体で推進する運動です。

この運動は、「本願を究極の依りどころとして生きられた親鸞聖人に学び、つねに全員が聞法し全員が伝道して、わたくしと教団の体質を改め、差別をはじめとする社会の問題に積極的にとりくみ、御同朋の社会をめざす」基幹運動の成果と課題を踏まえ、さらにみ教えを宗門内外に広く伝えていき、同朋教団として非戦・平和、差別・人権の問題に取り組みながら、多様な活動をより広く実践していくことをめざして、2012(平成24)年4月から始動しました。

2016(平成28)年には、専如門主は伝灯奉告法要に際し、ご親教『念仏者の生き方』において「国の内外、あらゆる人びとに阿弥陀如来の智慧と慈悲を正しく、わかりやすく伝え、そのお心になうよう私たち一人ひとりが行動することにより、自他ともに心豊かに生きていくことのできる社会の実現に努めたいと思います。世界の幸せのため、実践運動の推進を通し、ともに確かな歩みを進めてまいりましょう」とご教示され、『念仏者の生き方』が私たちの実践してきた「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)に通じるとお示しくされました。

私たちは、阿弥陀如来の智慧の光明に照らされるとき、良いことは何一つできない、苦しみの世界から抜け出せないということが徹底的に知らされてきます。それと同時に、そのような私であるからこそ救わずにはおられない阿弥陀如来の慈悲に包まれていることに気づかされ、自ずと大きな喜びと深い感謝の念に満たされます。そして、この私の日暮らしはいまだこの世にある限りは、日々何かを為しながら生きていることにも気づかされていきます。私が為してきたことの結果がこの社会であり、その社会のあり方のゆえに苦しめられている人々がいます。他人事としての苦しみがあるのではなく、まさしく私がその苦しみの原因の一部を為しているという慚愧の思いが伴います。み教えに出遇った喜びと、慚愧の思い、ここに、自分の生き方が、阿弥陀如来の慈悲によって生かされる私たちの姿が、新しく開かれてきます。

『仏説無量寿経』には、あらゆる世界に生きるすべてのいのちあるものが、阿弥陀如来のはたらきによって分け隔てなく救われていくことが示されています。親鸞聖人は、阿弥陀如来の救いを依りどころとして、ともにお念仏を

喜ぶ仲間を「とも同朋」「御同行」と呼び、世の中にあって苦しむ人々に対し「いし・かはら・つぶてのごとくなるわれらなり」とご自身の上にとらえられて、ともに生き抜かれました。同朋とは、社会の最も弱き立場にあるものを顧みてこそそのものなのであり、それでこそ真の僧伽が形成されていくことを教えてください。その親鸞聖人のお姿を鑑として、互いに支え合って生き抜いていくことが、まさしく私たち念仏者一人ひとりに問われているあり方といえるのでしょうか。

私たちは、私たち自身がつくりあげてきたこの社会にあって、人権や平和という、ともに生きるための課題がしっかりと共有されているかを確認することが大切でしょう。私たちには戦争に加担し、差別を助長してきた歴史があります。その歴史を遠い過去のものとしてしまうのではなく、いまを生きる私たちの課題としていくことが重要です。そのことは、いまでも私たちが平和に背き人権をないがしろにしている姿を明かしていきます。また、私たちは異なる状況や環境のなかで、国や地域、性や家庭や職業、世代や時代というそれぞれの立場にあって、特有の課題にも向き合いながら、ともに生きることを疎外し、いのちの共感を妨げているものを、み教えに基づき、私たち一人ひとりがそれぞれに知らされ見抜いていくこともさらに大切です。

現代社会は、他者や自然を都合のいい道具や単なる手段の一部とみなす人間の本性が加速し、多様な価値観を認め合えずに、互いに対立し合っているのではないのでしょうか。続発する災害、エネルギーや環境の問題、経済格差による貧困問題、自死・孤立、生きづらさや無自覚の攻撃性、さらにはテロや武力紛争・戦争、差別を含む人権抑圧などの様々な悲しみと苦悩の現実があります。また、人口流動や家族形態の変化、過疎や少子高齢化、子どもや若者へのご縁づくり、国際的な伝道、法要や葬儀儀礼の簡略化など、様々な問題と課題に直面し、私たちの伝道活動がたいへん難しくなっています。

世の中における私たちのいのちの営みと真実のみ教えの相続の前に山積する、こうした課題に仏法を依りどころとして立ち向かっていく具体的な実践によってこそ、「阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会」が実現されていきます。専如門主は、こうしてご本願に生かされて生きる私たちの姿について、「自分だけの安穩を願うような自己中心的な生き方から、人々の苦悩をともにしていく生き方への転換であり、そこから大智大悲という如来のお徳を真実と仰ぎ、それに沿うよう努める念仏者の生き方が開かれてきます」(『親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年慶讃法要御満座の消息』)とご教示くださいました。私たちは宗門の英知を結集しながら、ともに「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)を更に推進いたしましょう。

2. スローガン

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の主旨を簡潔に表したスローガンを掲げます。

【 結ぶ絆から、広がるご縁へ 】

3. 重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトとは

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)は、『宗制』に掲げる「自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」という基本理念を体して、宗門を構成するすべての人が参画し実践する運動です。

その推進の中、重点プロジェクトは、実践運動総合基本計画に基づき、社会への具体的な貢献をめざして実践目標を定め、年限を区切って取り組むものです。

今期も、ご親教『念仏者の生き方』のお心を体した宗門全体の実践目標を＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞一子どもたちを育むために一に定め、宗門での一体感を持って取り組むこれまでの方針を踏襲します。宗門のあらゆる人々が課題を共有し、各現場が実践目標の達成をめざし、重点プロジェクトが充実したものとなるよう展開していきましょう。

その一方で、それぞれの現場においては、早急に取り組むべき課題は地域差もあり様々です。そのため、引き続き各教区(沖縄特区)・各組において独自に定めた実践目標を設定していただくことも可能です。その場合は、独自に定めた実践目標にも取り組んでいただきながら、併せて宗門全体の実践目標である＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞一子どもたちを育むために一に取り組みしましょう。

重点プロジェクトを推進するにあたり、僧侶・門信徒のさらなる積極性をもとに、仏教婦人会や仏教壮年会、保育連盟、ビハーラ活動団体などの関係諸団体をはじめ、各々の地域の福祉行政や民間団体との連携を図ることで、お互いの既存の関係をより深いものにし、また、新しい関係性を構築していく事例も多くみられます。僧侶と門信徒がともに、み教えと人権・平和への学びを深め、教学的課題と社会的課題へと向かい合い、個々の現場である寺院や組、教区(沖縄特区)がよりいっそう活性化されるように、英知を持ち寄りましょう。

(2) 宗門重点プロジェクトの実践目標

＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞

一子どもたちを育むために一

専如門主は、『念仏者の生き方』の中で、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題の一つとして、「経済格差」を指摘されています。世界的な経済格差は富の偏在により深刻な貧困問題を引き起こし、実に多くの人々が貧困の状況におかれ悲しみ苦しんでおり、特に弱い立場である子どもや高齢者がその影響を強く受けています。さらに、この経済格差がもたらす貧困の問題は、紛争やテロを引き起こす大きな要素ともなっており、あらゆる人々が共に心安らぐことのできる平和な世界を実現するためにも、積極的に克服すべき課題です。

宗門では、戦没者追悼法要をはじめ、戦後長く非戦平和への取り組みを進めてきました。そして、2015(平成 27)年の戦後 70 年を機縁として、3年間にわたりあらためて平和への学びを深めて、平和貢献策に関する議論を積み重ねました。それを踏まえ、公聴会などで様々な意見をいただきました。そして、暴力・貧困・差別・不平等など戦争が起きる原因がない状態としての平和をめざす観点に立ち、平和実現のために国内外の貧困の克服に取り組むことが、今後注力すべき課題であると総合的に判断しました。

また、「子どもの貧困」は、社会的に弱い立場にある子ども自身ではどうすることもできない貧困です。そして、そうした貧困は、やがて次世代へと連鎖していく傾向があります。念仏者として、子どもたちに寄り添うことが求められています。さらに、国際連合でSDGs(持続可能な開発目標)が採択され、「誰一人取り残さない」の理念のもと、貧困問題に取り組んでいます。国内外の様々な組織が連携しつつ、その課題克服へ取り組む中で、宗教者に向けられた期待は高まっています。

これらの現状を踏まえ、2018(平成 30)年度より、宗門では、より多くの人や寺院が参画できる取り組みとして、＜貧困の克服に向けて～Dana for World Peace～＞子どもたちを育てるためにを重点プロジェクトの実践目標として定め、世界を視野に入れ長期的展望に立ち、お釈迦さま以来、仏教が大切にしてきた「布施」の精神をもとに、できることから実践し、生存に関わる貧困・人権を侵害する見えにくい貧困の克服に、今後も継続して取り組みます。

2025(令和 7)年に戦後 80 年を迎える今、いまだ世界中で戦争や紛争は絶えず、分断や対立はますます深まり、格差・貧困が深刻な問題となっています。私たちの取り組みは、今まで以上に重要になっているといえるでしょう。

(3) 推進期間

2024(令和 6)年度から 2027(令和 9)年度までの 4 年間

◇宗派公式ウェブサイトから「総合基本計画・重点プロジェクト」・「実践事例」・「基幹運動総括書」などのダウンロードができますので、ぜひご参照ください。

以 上

2. 福岡教区「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 2025(令和 7)年度総括・2026(令和 8)年度計画

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)第 5 期福岡教区総合基本計画

【2024(令和 6)年度～2027(令和 9)年度】

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)は 2024(令和 6)年度から 2027(令和 9)年度までの 4 年間で第 5 期として取り組んでいきます。

私たちを取り巻く社会情勢は多くの悲しみと不安に満ちています。私たち一人ひとりがあらゆるいのちを救いの対象とする阿弥陀仏の願いにであい、支えとしながら社会の中の苦悩を他人事とすることなく生き抜いていくことが「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)です。

私たちの直面する課題は一つではなく多岐にわたります。時代の波にのまれメディアなどで大きく取り上げられる課題のみに注力してしまうことや、自らの課題は目の前の事象一つでよいと決めつけてしまい自己満足で終わってしまうことで、誰かの悲しみを諦めさせたり、押し込めることを強制することのないようにしなければなりません。このことは、これまでの 4 期 12 年の活動の中でも度々「現実の苦悩や課題からスタートする運動ではなく、仕事として与えられた運動となっていないか」という声があがっていることにも通じる反省です。

そのためにも、これまでの「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の取り組みを振り返ると同時に、それ以前より「同朋運動」「門信徒会運動」から「基幹運動」へと続いてきた様々な取り組みを点検し継承していく必要があります。

教団の抱える差別体質や非戦平和への取り組みなどについても成果は生みだしつつも、まだまだ十分とは言えません。継続してそれぞれの学びを深めつつ、新たな課題として災害支援や自死、貧困などについてもその課題解消に向けて取り組みを進めていきます。

福岡教区 重点プロジェクト

スローガン	結ぶ絆から、広がるご縁へ
-------	--------------

重点プロジェクト	実践目標	^{ひんこん} ＜ ^{こくふく} 貧困 ^む の克服に向けて ^{ダーナ} ～Dana for World Peace～ ^{ピース} > ー ^こ 子どもたちを ^{はぐく} 育むためにー	
	期 間	2024(令和 6)年度～2027(令和 9)年度	
	達成目標	<u>「貧困」をはじめとする社会の課題を自身の問題とし、その解消に向けての取り組みを実践する</u>	
	推進計画	令和 6 年度	これまでの教区内各組における貧困問題をはじめとする実践目標に対する取り組みの具体例と明らかになった課題の確認・共有をはかる
		令和 7 年度	<u>貧困問題を社会を構成する自身の課題とするための研修会の実施</u>
重点プロジェクト	推進計画	令和 8 年度	<u>確認された課題への取り組みに対する教区としての支援方法の確立</u>
		令和 9 年度	<u>教区としての支援活動の実践</u>

福岡教区重点プロジェクト実践目標について

^{ひんこん} <貧困^{こくふく}の克服^むに向けて ^{ダーナ} ～Dāna^{フォー} for^{ワールド} World^{ピース} Peace～> ^こ子どもたちを ^{はぐく}育むために～

福岡教区では近年、宗門の定めた重点プロジェクトの実践目標をもとに「貧困」を課題として研修会の開催などの取り組みを行ってきました。また、教区内各組においてはこれと併せて「災害支援」や「寺院活動(み教え)をとおして悲しみに寄り添うこと」などを目標として設定してきました。

これらの活動を引き継ぐ第5期前半の福岡教区の取り組みとして、まず教区内各組のこれまでの活動の課題と成果を共有することで「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）および「重点プロジェクト」の意義を再確認します。み教えを支えとして生きるということは特別な活動を行うことではなく、それぞれの念仏者としての日々の営みの集合が「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）であることを確認していきます。そのうえで社会と私の課題に対する取り組みを学び、考えることで運動をより推進していきます。

また、第5期後半では確認された課題への取り組みに対して教区として支援する方法を確立し、具体的に実践することを目指します。

「貧困」をはじめとする社会における種々の課題は多面的な要因によってもたらされます。その要因の一つが社会を構成する「私」です。自らの姿を改めて受け止めなおしたときに取り組むべき活動は明らかになっていきます。私たち一人ひとりが、お念仏をいただくものとして、支えあいながらも主体的な自身の歩みを確立させることを目指して運動に取り組んでまいります。

各組 実践目標一覧<2024(令和 6)年度～2027(令和 9)年度>

	組 名	達成目標
1	福岡組	宗派は、【結ぶ絆から、広がるご縁へ】とスローガンを掲げております。福岡組としては“広がるご縁”を掘り下げて考え、スローガンを【大切な想いを、伝えたい】～伝える努力、伝わる工夫～と、いたしました。 実践目標について～では、何をしていくのか？～ その具体的な行動指針として以下を励行。 ①確実に「できる努力」を重ねて、信頼関係を構築する。 ②何を、誰に、どのように伝えるかを考え企画・実行する。 ・差別・被差別からの解放 ・支配・被支配（神・ヤスクニ問題）からの解放 ・社会的苦悩への寄り添い（ビハーラ活動・格差・貧困・災害支援等） 以上の諸課題を念頭に置いて取り組んでいきたいと思ひます。 その取り組みを通して、「念仏の教えに生きる一人ひとりの姿」を表現できればと考えます。 各寺院、各住職、坊守、寺族、門信徒、それぞれの個性・特徴を尊重しながらも、組全体として「伝える努力、伝わる工夫」に注力したいと思ひます。
2	志摩組	「若者とお寺をつなぎ、浄土真宗のみ教えにふれるご縁をともにつくろう」をスローガンに、4年間を通して志摩組仏教青年会の発会とその実働化にむけての取り組みを行っていく。初年度（2024年度）においては、従来の青少年部を青年層を対象とした仏青部門と小学生を対象にした仏教子ども会に分け、それぞれの担当者を中心に取り組みを始める。 ①仏教青年会発足準備会を立ちあげ、組における仏青活動が将来に渡り継続されていくことを目標に計画を立てる。初年度は各寺院を通じて青年の参加を募り、互いに交流できるような行事を企画し実施する。 ②仏教子ども会では、児童を対象に7月に一泊のサマースクール、8月に児童念仏奉仕団を実施する。寺院の子弟はもとより、より多くのご門徒の子弟に参加が広がるように努める。

3	怡土組	【社会の課題への対応】 ～差別・人権、非戦・平和、震災支援、貧困問題などへの関わり～ 【教化活動の整理と構築】 ～従来の教化活動を点検し、将来を展望しうる体制を整える～
4	早良組	日常における寺院活動：人々の悩みに寄り添う寺院活動 a. お念仏の声を次世代に継承する取り組みを b. 門信徒のつどいの開催 c. 全員聞法・全員伝道(聞法への取り組み) d. 災害対策 e. 差別や貧困問題への学び、取り組み
5	上下組	「新たな地域社会におけるお寺のご縁づくり」 ①お念仏もお勤めも声に出して～「本願名号を聞信し念仏する人々の同朋教団」として～ ②子どもたちを育むためのご縁結び
6	宗像組	＜^{ひんこん} 貧困の克服に向けて ～^{ダーナ} Dana for World Peace～＞ ー子どもたちを^{はぐく}育ためにー ＜実践目標：あらゆる災害の被災者への支援＞
7	御笠組	＜^{ひんこん} 貧困の克服に向けて ～^{ダーナ} Dana for World Peace～＞ ー子どもたちを^{はぐく}育ためにー 「災害支援：あらゆる災害に対する被災者の支援」
8	夜須組	今期より夜須組では、従来の「説法者法話をし聞法者が受動的に聴聞する」といった法座型の聴聞を土台としながらも、様々な組活動において「対話型聞法」を取り入れます。「対話型聞法」とは、聞法者がただ受動的に聴聞して自己完結するのではなく、聞法の中から起こってくる具体的な「問い」を発信し、説法者の役割をする者も、その「問い」をうけて、次なる法語で語るといふ、双方向的な対話形式を取り入れた法座のスタイルのことです。説法者の側にのみ「法」があるのではなく、楽しみながらも真剣に語り合う体験を通して、自然と「互いの中に法が見つかる」そのような法座を目指します。また、その法座は「寺院」の枠にとらわれず、公共の施設や「カフェ」といった、日常生活の場を会所として行うことで、従来寺院活動に積極的ではなかった年齢層の参加者を促します。さらに、そのような双方内向的営みには、「寄り添い」の態度のみならず、「ウイットに富んだ会話」や、「十分な教義理解」や「応用力」なども必要であり、種々の研修を企画します。

9	嘉麻組	<実践目標①> ^{ひんこん} ^{こくふく} ^む ^{ダーナ} ^{フォー} ^{ワールド} ^{ピース} 貧困の克服に向けて ～Dāna for World Peace～ ー子どもたちを^{はぐく}育ためにー <実践目標②> 「貧困の克服・格差の解消のために差別問題を学び直す」
10	東筑組	①東筑組アップデート計画 組織運営の検証と合理化、および寺院運営の課題解決のために。個々の寺院が輝き、東筑組の調和のために。そして、新時代へのアプローチを。 ②貧困の克服に向けて^{ダーナ} ^{フォー} ^{ワールド} ^{ピース} ～Dāna for World Peace～ 世界を視野に入れて長期的展望に立ち、お釈迦さま以来、仏教が大切にしてきた「布施」の精神のもとにできることから始める。
11	遠賀組	^{ひんこん} ^{こくふく} ^む ^{ダーナ} ^{フォー} ^{ワールド} ^{ピース} <貧困の克服に向けて ～Dāna for World Peace～ > ー子どもたちを^{はぐく}育ためにー 「御同朋の社会の実現」 ～共なるあゆみを～
12	三門南組	お聴聞を通してお念仏の輪を広げる
13	三門北組	^{ひんこん} ^{こくふく} ^む ^{ダーナ} ^{フォー} ^{ワールド} ^{ピース} <貧困の克服に向けて ～Dāna for World Peace～ > ー子どもたちを^{はぐく}育ためにー
14	柳川組	^{ひんこん} ^{こくふく} ^む ^{ダーナ} ^{フォー} ^{ワールド} ^{ピース} <貧困の克服に向けて ～Dāna for World Peace～ > ー子どもたちを^{はぐく}育ためにー
15	八女組	・(子供の) 貧困の問題への取り組み ・頻発する災害被災地(者)への支援
16	下川東組	①貧困の克服に向けて ②日常の寺院活動(目の前の困った人を見捨てない)
17	鞍手組	「災害支援」「葬送儀礼」「私の領解」
18	粕屋組	①教義・仏事の現代的意義を学び、伝える ②「御同朋の社会」実現への取り組み
19	那珂組	貧困の克服に向けて
20	西嘉穂組	平和と平等のサンガをめざして～3.11を忘れない～

2025(令和 7)年度 中央委員会 総括

2025(令和 7)年度の中央委員会は第一回(2025 年 7 月 24 日)、第二回(2026 年 1 月 23 日)の二回にわたって開催されました。開催形態は両日ともに宗派伝道本部での現地開催とリモート開催の併催となりました。

1. 宗派からの報告事項について

本年度の中央委員会では、以下の項目について報告・協議がなされました。

- ・第 1 回：①～⑤
- ・第 2 回：①・⑥
- ① 宗門重点プロジェクト実践目標「〈貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～〉
- 子どもたちを育むために-」の推進について
- ② 戦後 80 年を機縁とした平和貢献策の展開について
- ③ 宗門におけるジェンダー平等の推進について
- ④ 点検報告について〈第 5 期推進期間 1 年目(2024 年度)〉
- ⑤ 長野教区寺院における過去帳開示の事案について
- ⑥ 第 6 期「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 総合基本計画・重点プロジェクトの策定に向けて

これらの取り組みは、いずれも現代社会において重要な課題に対応するものですが、宗門内における共有や実践の広がりが未だ十分でない印象を受けました。

それぞれの課題に対する取り組みの意義については認識されているものの、なぜ宗門の中に生きる我々がこれらに取り組んでいく必要があるのか、その根拠をみ教えの観点から明確に位置づけ、言語化することが今後求められると感じられます。

2. 意見具申について

第一回中央委員会では、以下の意見具申が提出されました：

「教団の戦争協力の歴史に学ぶ研修の現状と方向性をお示してください」(高岡教区)

この具申では以下の点について具体的な方向性が求められました：

- ・僧侶・門信徒を対象とした研修の取り組み
- ・宗派主催による千鳥ヶ淵法要前日のつどいの再開と充実
- ・平和センター(仮称)の具体化と早期開設

しかし、これに対する明確な方向性は示されず、今後の課題として各委員が確認するにとどまりました。

第二回中央委員会では、以下 3 件の意見具申が提出されました：

- ①「部落差別をはじめとするさまざまな人権問題に関する教団内の意識調査を求めます」

(新潟教区)

- ②『門徒推進員中央教修』の従来通りの開催と、永続的な実施に向けた財源確保のための検討を求めます」(高岡教区)
- ③「聖徳太子尊像安置に関する達示の失効を周知し、一般寺院における戦後処理を進めてください」(福岡教区)

①については、宗勢基本調査への数点の項目追加という意見もありましたが、地域ごとの個別課題や取り組みの比較の必要性から宗勢基本調査とは別に独自の意識調査のベースを作成し各教区独自の項目を追加する形態の方が適切との意見が出されました。

②については、コロナ禍以降の申し込み減少による開催数縮小が報告されつつも、定員を超える回もあるとの現場の意見があり、宗門の人材育成のためにも持続可能な開催が求められていることを確認しました。

③については、総合研究所より達示が既に失効していることや宗派 HP への掲載等が説明されましたが、十分に周知されていない現状が指摘されました。本具申の本質は戦争協力の歴史と向き合う宗門全体の課題共有にあり、今後各教区で継続的に学習機会を持たれることが期待されます。

以 上

2025(令和7)年度 同朋運動部 総括

2025(令和7)年度は2024(令和6)年度までの活動を継承し、各組僧侶研修会・僧研講師養成研修会・教区研修会の企画を通して、教区と各組とが互いに連携し「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)を推進していくよう取り組むことを活動方針としました。

以下、2025(令和7)年度の活動方針において掲げた4点(1. 各組における「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)人権啓発推進僧侶研修会、2. 各組選出僧研講師養成研修会、3. 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)教区研修会、4. 福岡県「同和問題にとりくむ宗教者連絡協議会」(同宗連)への参画)について、詳細を報告致します。

1. 各組における「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)人権啓発推進僧侶研修会

本研修会は「実践運動」総合基本計画の策定趣旨に基づき、各組において毎年継続性をもって取り組むべき研修会であります。宗門における人権・差別に関する問題について、現実根ざした学びを通して、御同朋の社会をめざす基本的な視座を養うことを目的としています。

2025(令和7)年度は、各組研修会への教区同朋運動部員の出向を可能な限り実施することを活動方針としました。方針に基づき、5組の研修会へ部員が出向しております。出向後は研修会の内容について、部内で共有した上で次年度以降の研修会へ向けて協議しました。特に、宗派規定の『開催要項』の基本日程案には話し合い(班別討議)が明記されていますが、実際の研修会では実施していない組も少なくありません。また実施していたとしても、時間や班の人数などの事情により、一人ひとりが発言する時間が限られるという事例も見受けられました。出席者間で研修会での学びを共有・深化させるためにも、話し合い(班別討議)も含め、何らかの方策が必要かと思われます。

また研修テーマについて、『開催要項』の研修課題に準拠した①「宗門におけるジェンダー平等推進について」、②「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について」、③「み教えと差別の現実について」、④「教区又は組が独自に設定する人権・差別問題について」の4つの課題より適宜選択することとしておりました。全体の傾向として昨年度同様に、多くの組が④「教区又は組が独自に設定する人権・差別問題について」を選択しています。

以前は各組での研修会に先駆けて、僧侶研修会の企画担当者を招集しての事前説明会を同朋運動部として開催しておりました。今年度開催を計画しておりましたが、結果として開催することができませんでした。しかしながら、担当者との連携を図る意味でも説明会は不可欠であり、継続課題として連携方法の策定を引き続き検討してまいります。

2. 各組選出僧研講師養成研修会

2021(令和3)年度修了の第4期研修会の後、コロナ禍を経まして、講師養成研修会の再開に向けた話し合いをおこなってまいりました。世界的な人権問題意識の深まりを承けて宗派が提起する研修内容が相次いで更新される傾向にありますことや、教区・各組・各寺院の法要行事、教区や各組における委員の任期などを考えあわせまして、第5期研修会の開始を2028(令和10)年度からの4ヶ年度間とし、以後、4ヶ年度を一期として継続して開催できるように計画案の骨子を定めることで意見がまとまりました。

次の2026(令和8)年度には開催要項を具体化させ、2027(令和9)年度末までには開催の告知ができますよう、2ヶ年度をかけまして引き続き取り組んでまいります。

3. 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 教区研修会

同朋運動部主催の教区研修会は、差別問題に対して、課題を共有し自らの課題として歩んできた運動の根幹を再確認し、継続して運動を進めていくことを目的としています。

2025(令和7)年度は「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について」をテーマに開催することを活動方針としました。方針に基づき、2025(令和7)年10月29日、本願寺福岡教堂礼拝堂におきまして研修会を実施しました。ご講師として、長岡裕之さん(山口教区大津西組龍雲寺住職、一般財団法人同和教育振興会理事)をお招きして、質疑応答を含む講義形式での開催でした。今回は研修のテーマに鑑みて、参加対象者を僧侶・坊守として募集し、当日は44名の参加がありました。

研修会ではご講師が作成された資料をもとに、過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準や、これまで身元調査に対して寺院がどのように関与してしまい、それに対してどのような対応がなされたのか、また「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」発生の経緯等についての概要を講義いただきました。また、個人情報保護からの観点にも言及された後、あらためて差別・被差別からの解放という同朋運動の立脚点から総括をいただきました。

質疑応答については、あらかじめ同朋運動部において当日想定され得る質問について協議した内容をご講師にお送りしていました。当日は、ご講師からそれらの内容を含めて、数点の質問にお答えいただきました。

同朋運動部として研修会を振り返る中で、「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について」をテーマとした教区研修会は、今後も数年毎に開催した方がよいだろうという見解で一致しました。

【補足】教区における「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱並びに身元調査について」

過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について、宗派の規定する『過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準』第六条(閲覧禁止)、「第三条の規定による取扱責任者は、過去帳等を厳重に管理し、その閲覧を許してはならない。」と規定されています。

以前、福岡教区においてはこの第六条の規定に基づき、「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いならびに身元調査について」という名目で教区内寺院に以下のような注意喚起がおこなわれました。

- ① 過去帳等は寺院備付の公的帳簿であり、その取扱責任は、住職(代表役員)にあります。過去帳等の記録は個人情報であり、身元調査に利用されないよう、取扱責任者には守秘義務を守り、過去帳等を厳重に管理してください。
- ② 墓所・納骨堂の場所なども、個人情報を記載している場合がありますので、絶対に教えてはいけません。また、関係者以外の立入を禁止できます。
- ③ 墓所・納骨堂の名義人も教えてはいけません。
- ④ 来訪者から関係者である名乗りがあった場合でも決して教えてはいけません。
- ⑤ 来訪者本人確認を行う。来訪者本人の免許証の提示を依頼する。必要であれば、コピー若しくはメモをとる。但し、提示したからといって教えてはいけません。墓地や納骨堂の場所を知りたい場合は、墓地使用者(名義人)に直接お尋ねするよう、ご依頼ください。

今回の教区研修会を開催するにあたり、上記の内容について同朋運動部内で協議いたしました。その際に「墓所・納骨堂の場所や名義人の名前を、たとえ来訪者の名乗りがあった場合でも教えてはいけない」のであれば、来訪者に応じた寺族(住職や坊主など)が、来訪者自身のことを知っていた(例えば名義人の親族や知人など)としても教えてはいけないということであり、実際に墓所・納骨堂を管理する立場としてそのような対応は中々難しいという意見が挙がりました。

当然のことながら、墓所・納骨堂を管理する責任者として、個人情報保護を徹底せねばなりません。そして同朋運動の原点である、差別法名・過去帳調査の結果や過去帳等が身元調査に利用されてきたという教団の歴史を真摯に反省し、過ちを繰り返さないよう取り組み続けていくというあり方に鑑みて、過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いを厳重におこなわねばならないのは言うまでもないことです。

同時に部会の中で提起されたように、実際の場面において管理者としてどこまで対応することができるのかについて、今後も宗派社会部と緊密に連携を図りながら同朋運動部として検討を続けていきます。

4. 福岡県「同和問題にとりくむ宗教者連絡協議会」(同宗連)への参画

2025(令和7)年度は、福岡県同宗連が結成されて40周年を迎えました。この40年の活動が、加盟団体の中でどのように共有されているのかを確認するためにアンケート調査が実施されました。私たち浄土真宗本願寺派福岡教区においても、宗派外の問題には関心が薄いという共通の結果が表れておりましたが、宗派の内外を問わず、連続して発生してしまう差別事件を常に共有して再認識を繰り返しながら、差別問題の根本的な解決に向けて連帯して取り組みを継続していくことの重要性を教えられる結果でありました。差別事案が発生したら対処するという態度ではなく、身近に差別事案が生じる可能性があるという当事者意識を持っていただけますよう、部としても教区としても、情報の共有を更に工夫して行く必要があると考えております。

アンケートで触れてありました「身元調査お断り」の掲示プレートにつきましては、各本山本部において個別に対策が続けられておりますので、福岡県同宗連として再度制作する予定は無いとのことであります。浄土真宗本願寺派(宗派全体)として、或いは、同福岡教区として取り組むべき事柄として一任されておりますので、表記する文言、掲示の必要性など時代性や要望にあわせて考えてまいりたいと思います。

上記のアンケート以外に、総会、定例会、研修会、公開講座、フィールドワークなどの主催行事や、関連団体の集会や講演会にも、つとめて参加してまいりました。差別問題に対する視野が開け、視界が広げられれば問題は常に日々の営みの中にこそ在るという社会の実情がおのずと見えて来ます。宗教者として人と関わる際に、背景にある社会の実情に共感し、自らのいただくみ教えに照らして行動することは不可欠な素養であると思います。宗派宗教をこえて連絡しあうことで、人として宗教者としての基本的な素養を学ばせていただく大事な取り組みであります。定例会以外の活動については、部員2名での参加に限らず、教区内の多くの方々にも参画していただけますよう、今後は情報の共有にも注力してまいりたいと思います。

以 上

2025 年(令和 7)年度 寺院機能推進部 総括

2025(令和 7)年度は「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)推進協議会(以下「推進協議会」)への出向と寺院機能に関する課題について研修会を行いました。

日常の寺院活動や法要儀式に関しての取り組みは行えませんでした。前年度からの活動を継続して福岡教区の「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)重点プロジェクトの周知と理解を広めることが出来ました。

1. 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)推進協議会(以下「推進協議会」)への出向

各組の推進協議会へ可能な範囲で出向し、見学と記録をしました。20 組中 19 組で開催されました。推進協議会はあらゆる人々が自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に向け、門信徒と僧侶が積極的に現実の課題と向き合い、協議することが目的です。各組の問題提起にのっとり協議がなされ、講義形式やパネルディスカッション、話し合い法座形式など様々な形で推進協議会が行われました。

ただし、推進協議会は門信徒と僧侶の協議の場であり、双方向の意見交換こそが肝要です。そのため、講師が一方的に講義をする形式では協議会としては十分ではないと考えます。今後の推進協議会開催を促すとともに、話し合い法座など互いに協議できる形式での開催を推奨していきます。

2. 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)重点プロジェクト研修会の開催

各組の重点プロジェクトリーダー・サブリーダーを対象に、石川教区本光寺、吉崎別院や本願寺等において寺院内で行う「子ども食堂 テンプル食堂」を立ち上げ、宗門全体の実践目標である〈貧困の克服に向けて～ダーナフォーワールドピース〉-子どもたちを育むために-に向けて具体的に活動されている八幡真衣さんにご講演をいただき、活動を始めた経緯や苦労、具体的な活動事例を学びました。

子どもの貧困と言っても実際に食べるものがないという物質的な貧困だけではなく、その事を誰にも相談する人がおらず孤立してしまう、心の貧困を抱える方もおられました。一例として、そんな方々へお正月などもお寺を開放し、いつでも来ていいお寺として共に時間を過ごし、交流を深められていました。

交流の際は、相手の変化や反応を期待するのではなく、ただただ同じ時と場所を共有して過ごすことを大切にしているという事を聞かせて頂きました。

この活動を通して、様々な問題を抱える現代人にとって、お寺が心温まる場所でありたいという八幡さんの強い思いを聞かせて頂き、有意義な学びの場となりました。

お互いの命を尊び、心豊かな社会の実現をめざす私たちにとって、解決しなければならない社会課題は山積しています。念仏者として一つ一つの問題にどう向き合い、どう行動していくかが問われています。

今回の研修会で学んだ一事例を、各組に持ち帰り、それぞれの地域や寺院が抱えている課題に照らし合わせ、解決へ向けた活動に繋げていかなければなりません。

そのうえで、解決しなければならないことの1つとして、研修会への参加人数が少なかったことがあげられます。

今後はたくさんの方に参加頂けるよう、案内の方法等を検討していきたいと思います。

以 上

2025(令和 7)年度 門信徒教化部 総括

1. 連研のための研究会の開催

「連研のための研究会」は各組で開催される門徒推進員養成連続研修会(連研)を推進するため連研の意義や特徴の一つである「話し合い法座」の進め方などを学習、再認識し、参加者が各々の組で還元し、より充実した連研が開催されることを目的としております。

2025(令和 7)年度は「そもそも話し合い法座とは？」をテーマに下記のとおり開催しました。

期 日：2025(令和 7)年 10 月 2 日(木)

講 師：森 智崇さん(研修講師/大分教区玖珠組光徳寺)

参加者：67 名

この度の研究会では、改めて「話し合い法座」の目的や進め方を再確認させていただきました。「自分自身をふり返る」「お互いの意見を聞き合うなかで自分にはなかった価値観にであうこと」「ともにみ教えに問い、聞き、語ること」の 3 つの目的を提示され、それをもとに、従来のように問題提起、班別の話し合いという形ではなく、前後の席の 4 名程度でカードを使つてのワークショップ(もしバナゲーム)を行い、病気・家族との向き合い方を話し合うという新たな取り組みを体験しました。

コロナ禍が明け、各組の連研再開が 2025(令和 7)年度に比べ増加し、休止中の組の中には開催準備をしている組もあり 2026(令和 8)年度にはさらに増えそうです。

今回の研究会では門徒推進員連絡協議会会長から「門徒推進員の役割と課題について」お話しがあり、連研に対する熱い思いを聞き、改めて教区委員会としてこれからの連研への取り組む意識を再確認しました。各組への連研推進の働きかけに活かしていこうと思います。

2. 連研履修者研修会の開催

2025(令和 7)年度の連研履修者研修会は、「中央教修の楽しみ方」をテーマに下記の通り開催いたしました。

期 日：2026(令和 8)年 3 月 8 日(日)

講 師：郡島 朋昭 さん(研修講師/那珂組光照寺住職)

参加者：29 名(連研履修者 15 名、門徒推進員 9 名、僧侶スタッフ 5 名)

本研修会を開催するにあたり、2025(令和 7)年度の参加者がごく少数だったことから、より多くの方にご参加いただけるよう、テーマの選考や案内状のデザインの充実等を図りました。

研修会では中央教修を受講された門徒推進員(嘉麻組西郷寺門徒 田中光朗さん/鞍手組蓮照寺門徒 長濱純子さん)から、ご自身が感じられた中央教修の雰囲気や感想などを発表していただきました。その後、講師からの問題提起があり、「連研を振り返って大変だった

こと、良かったこと、中央教修に期待すること、大変そうなこと」というテーマで班別話し合い法座を行い、そこであがった思いや意見に答える形で講師のまとめをいただきました。また全体会として、中央教修の実際の様子を映像化した DVD「門徒推進員 中央教修のすすめ」を視聴した後、参加者から中央教修における質問や抱えている不安などを共有し、講師にお答えをいただきました。

連研履修者の方々の中には元々浄土真宗に関心を持っておられた方のほか、個人的に寺院住職や坊守と交流がある方や、地域での様々な活動を通じて連研のことをお知りになった方などもいらっしゃいました。一人でも多くの方に連研を履修していただき、中央教修を受講し門徒推進員となつていただくためには、寺院住職と門信徒とのコミュニケーションが非常に大切であると感じました。

今後も、中央教修を受講する予定の方、まだ受講するか迷っている方、過去に連研を履修し様々な事情により受講できていなかった方が、本研修会に参加し、少しでも中央教修への不安を払拭することができるよう企画を検討し、丁寧な働きかけを行ってまいります。

3. 門徒推進員連絡協議会との連携

門徒推進員連絡協議会との連携として、各組門徒推進員への「連研のための研究会」の参加奨励、「連研履修者研修会」の周知および体験発表者擁立を依頼いたしました。その他、門徒推進員連絡協議会の全員研修会への部員の出向や、機関紙「めざめ」への寄稿をいたしました。

研修会の中で、家族や自身の体調、仕事の都合など様々な事情により連研履修後すぐに中央教修を受講したくとも受講できなかった方へのフォローアップや、門徒推進員の減少や高齢化の現状を鑑み、1人でも多くの方に門徒推進員となつていただけるような施策の検討について意見があがりました。これらを含め、より多くの方に門徒推進員という生き方を選択していただけるよう今後も門徒推進員連絡協議会との連携を深めてまいります。

以 上

2025(令和7)年度 広報部 総括

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の理念と取り組みを周知するために、以下の活動に取り組みました。

1.『福岡教区「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)計画書』の発行

『福岡教区「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)計画書』を作成しました。
2025(令和7)年度は8月に発行できました。また、実践運動各部活動計画をホームページに掲載しました。

2.『教区通信ふくおか』の発行 (Vol.146～148)

2025(令和7)年度は3回(7月・11月・3月)の発行とし、1ヶ寺へ10部ずつ配布しました。教区での研修会の内容や、「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)を伝えていくための紙面としました。

3.「情報の共有化」

情報の共有化を図るために教堂内に閲覧コーナーを設け、「組報」「寺報」の収集に取り組みました。また、新たな取り組みとして掲示伝道を計画し推進しました。

以 上

2025(令和 7)年度 非戦・平和部 総括

2025(令和 7)年度は戦後 80 年という節目の年でした。

日本では戦後 80 年を迎えることが出来ましたが、一方で、世界では依然として戦争や紛争が続き、争いは繰り返されています。同じ「いのち」を生きる私たちにとって、この問題は決して他人事ではありません。

『仏説阿弥陀経』には「青い蓮は青い光を、黄色い蓮は黄色い光を、赤い蓮は赤い光を、白い蓮は白い光を放ち、いずれも美しく、その香りは気高く清らかである」（意訳）と説かれています。このように違う者同士が、お互いに相手を認め、それぞれが美しく輝ける世界が、本当に穏やかな世界と言えます。

非戦・平和部では、時局問題対策協議会と連携をしながら、「戦争を知らない世代が多くなる中で、その悲惨さや現状を後世に伝えるにはどうすればよいのか」「教団として戦後どのような反省や活動をしてきたのか」などのテーマに基づき、非戦・平和の願いを現実のものとし、自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現をめざす一助となるよう、以下のような活動に取り組みました。

1. 「戦後 80 年戦争犠牲者追悼法要」非戦・平和を願うつどい

2025(令和 7)年度は、2025(令和 7)年 6 月 19 日に会場を SAWARAPIA(サワラピア)〔旧:もちパレス〕、テーマを「戦後 80 年一本願寺教団は、いまー」として開催し、約 210 名の参加をいただきました。

追悼法要は各組代表者にご出勤いただき勤行を行い、記念講演として「戦後問題検討委員会」委員長として教団の戦後処理すべき課題を整理し「答申」をまとめられた赤松徹眞さん（本願寺史料研究所所長）に「答申」から 30 年目の宗門の現状についてお話をいただいた後、福岡仏教讃歌の会の皆様によりコーラスを披露いただきました。また、会場ロビーでは平和パネル展及び戦争遺品展示を行いました。

記念講演では「世代交代の中で記憶の伝承を、一人ひとりが工夫して伝えなければわからなくなってしまう。寺院においては非戦・平和への取り組みについて語り合っていたきたい」とお話いただきました。

講演、パネル展示等いずれも参加者には好評ではありましたが、参加者数が定員(800 名)の 4 分の 1 と低迷したのは課題に思います。法要の振り返りをする中で、低迷した原因は法要趣旨文に対する考え方や広報のあり方、僧侶一人ひとりの問題意識にあったように感じました。

なお、2026(令和 8)年度は追悼法要に重点を置き、非戦・平和を課題とした法話を講師に依頼することとし、非戦・平和の課題をこれまで以上に推進することについて時局問題対策協議会と合同会議を行い、確認しました。

この法要は、『仏説無量寿経』の「兵戈無用[仏が歩み行かれるところは、国も町も村も、その教えに導かれないところはない。(中略) 武器をとって争うこともなくなる。]」のお心が一人でも多くの方に届くように開催しています。非戦・平和の願いが広く届くように今後も取り組んでまいります。

2. 太平洋戦争全戦没者・沖縄終戦 80 年追悼法要への参加

2025(令和 7)年 7 月 3 日に沖縄平和祈念公園にて開催された「太平洋戦争全戦没者・沖縄終戦 80 年追悼法要」へ、福岡教区では 7 月 2 日から 4 日の 2 泊 3 日の日程で 38 名が団体参拝いたしました。

7 月 2 日は辺野古地区視察、7 月 3 日は「沖縄戦」当時のお話と、沖縄の現状を学ぶ研修会並びに「太平洋戦争全戦没者・沖縄終戦 80 年追悼法要」への参拝、7 月 4 日は嘉数高台展望公園にて普天間基地の現状等について学びました。

参加者からは「今の自分があることに思いを馳せる時間となり、とても有難く、尊いものだった」等の感想がありました。

「沖縄戦」について学び、いのちの尊さについて考えることができた学びの多い団体参拝でした。

3. 第 45 回千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要への参加

2025(令和 7)年 9 月 17 日から 18 日の 1 泊 2 日の日程で福岡教区から 8 名が団体参拝いたしました。

法要には約 1,500 人が参拝し、非戦・平和の誓いを新たにしました。法要前日は築地本願寺で「平和フォーラム」が開催され、日本原水爆被害者団体協議会代表委員であるの箕牧智之さんの被爆体験とその後の人生についての講演があり、その後箕牧さんと武蔵野大学総長で相愛学園学園長の釈徹宗さんとの対談がありました。講演では、戦後の核兵器禁止条約などの国際情勢にも言及されたうえで、「被爆者が生きているうちに核兵器をなくすことが被爆者全員の願いである」と語られました。

親鸞聖人は道 綽禪師のお言葉を用いて「前に生れんものは後を導き、後に生れんひとは前を訪へ、連続無窮にして、願はくは休止せざらしめんと欲す」(『註釈版聖典』474 頁)とお示くださっています。世界を見渡すと未だ戦禍が絶えません。悲惨な戦争を繰り返さないためにも、私たちは戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に伝える活動に取り組んでいかなければいけません。

日本の侵略戦争に協力した私たちの宗門の過ちを反省し、慚愧の思いをもって、戦争のない世界を築くという法要の願いを伝え、非戦・平和への想いを共にするためにも、引き続き団体参拝を企画、実施してまいります。

なお、この度の法要を通して千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要の「全戦没者」と福岡教区戦争犠牲者追悼法要の「戦争犠牲者」の用語の違いに関して、言葉の背後にある私たちの受け止め方についても考えさせられるものがあり、今後向き合うべき課題であるように感じました。

4. 非戦・平和を学ぶ研修会

2026(令和8)年2月26日、本願寺福岡教堂において「非戦・平和を学ぶ研修会」を開催いたしました。講師には備後教区三次組西善寺住職小武正教さんを迎え、教区内の若手僧侶を中心に15組から48名が参加しました。

小武さんは「念仏者九条の会」の共同代表として、長年にわたり現代の平和課題に向き合い、活動されています。このことは『めぐみ』(Vol.270 2025 夏)に大きく掲載されました。

「非戦平和の活動について」と題した講演では、日露戦争以降の教団の戦争協力の歴史と、小武さんの祖父(西善寺先々代住職)の法話ノートを題材にお話されました。

「戦争賛美の法話をした祖父の行いは間違っていたと認めなければならない」という言葉を通して、日本が再び戦争への道を歩まぬよう、私たちが学びを深め活動を継続することが大切とお話いただきました。講演後半には小武さん自ら台本を書かれた講談「幣原喜重郎 日本国憲法九条誕生の時」を披露され、日本国憲法九条制定に尽力した幣原喜重郎さんの話を聞かせていただきました。

非戦・平和へつながる学びの場となりましたが、20組中15組からの参加にとどまり、全組から参加いただけなかったことを重く受け止め、今後の課題として取り組んでまいります。

5. 時局問題対策協議会との連携

非戦・平和部と時局問題対策協議会は連携し、「戦後80年戦争犠牲者追悼法要」をはじめとして、「第45回千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要」への参加、「平和の鐘」の呼びかけ、「太平洋戦争全戦没者・沖縄終戦80年追悼法要」への参加、「非戦・平和を学ぶ研修会」を行いました。

念仏者としての平和への思いを深め、広く波及していくものになるよう心掛けました。充実したものとなるように、何度も合同会議を行い計画しましたが、誰もが参加しやすいものであったのか課題も残りました。

以 上

2026(令和8)年度 同朋運動部 活動方針

2026(令和8)年度は、2025(令和7)年度までの活動を継承し各組僧侶研修会・僧研講師養成研修会・教区研修会の企画を通して、教区と各組とが互いに連携し「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)を推進していくよう活動に取り組みます。

1. 各組における「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)人権啓発推進僧侶研修会

本研修会は「実践運動」総合基本計画の策定趣旨に基づき、各組において毎年継続性をもって取り組むべき研修会であります。宗門における人権・差別に関する問題について、現実に根ざした学びを通して、御同朋の社会をめざす基本的な視座を養うことを目的としています。

2026(令和8)年度は、宗派規定の『開催要項』の2. 研修課題に準拠して、

- ① 宗門におけるジェンダー平等推進について
- ② 過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について
- ③ み教えと差別の現実について
- ④ 教区又は組が独自に設定する差別・人権問題について

より適宜選択することとします。

各組研修会への教区委員の出席については、教区委員も共に学ぶことで現実的課題や情報を共有できるため、可能な限り実施する方向です。

2. 各組選出僧研講師養成研修会

2021(令和3)年度修了の第4期研修会の後、コロナ禍をはさみ休止中でありましたが、2028(令和10)年度より第5期研修会として再開することを目指し、研修内容や時期、期間、回数などの見直しを含め、プログラムを総合的に再編成する作業をこれまで行ってまいりました。

この2026(令和8)年度で完了させ、翌2027(令和9)年度には開催に向けた説明会ならびに参加者の募集まで行えますよう、この2ヶ年度を駆けまして引き続き取り組んでまいります。

3. 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)教区研修会

差別問題に対して、課題を共有し自らの課題として歩んできた運動の根幹を再確認し、継続して運動を進めていくことを目的に同朋運動部主催の教区研修会を開催します。

研修テーマ、日程、講師や参加対象者等の詳細につきましては、部会にて協議の上であらためてご案内いたします。

4. 福岡県「同和問題にとりくむ宗教者連絡協議会」(同宗連)への参画

2026(令和8)年度より2ヶ年度の間、福岡県同宗連の副会長教団に就きます。また、2028(令和10)年度からの2ヶ年度の間は会長教団に就くことも決定しております。

さらに、会長教団としての2年目にあたる2029(令和11)年6月には「部落解放・人権確立全九州研究集会」(以下「全九研」と称す)が福岡で開催される予定であり、集会の主催団

体に連なる「同和問題にとりくむ九州地区宗教者連絡協議会」（以下「九州同宗連」と称す）においても福岡県同宗連の会長教団がその代表を務めることになります。この「全九研」には、主催6団体で6つの分科会が設置されており、九州同宗連では「人権確立に向けた宗教の現状と課題」をテーマに、第5分科会の主催を継続して担当しております。この2ヶ年度をかけまして、九州同宗連の会議にも積極的に関わり、次期会長教団として引き継ぎや調整にも参画してまいります。

以上の通り、今後の4ヶ年度にわたり福岡教区として重要な職責を担うこととなりましたため、従来は同朋運動部の部員が福岡教区を代表して理事の職にそのまま就いておりましたが、今期の副会長職、ならびに次期の会長職には福岡教区教務所長に就任いただくことといたしました。同朋運動部の部員1名と担当職員1名が実務にあたりながら協力してつとめてまいりたいと存じます。

以 上

2026(令和8)年度 寺院機能推進部 活動方針

阿弥陀如来のご本願を喜ばれた方々によって建立され、そのみ教えをよりどころとして生きる私たちが、往生浄土の道を伝え実践していく場が浄土真宗の寺院です。移り変わっていく時代の中、そこで生きる人々にどのようにみ教えを伝えていくのか、門信徒・僧侶がともにこの課題に向き合っていくことが「寺院機能の推進」であると考え、以下の活動に取り組んでまいります。

1. 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)推進協議会

(以下「推進協議会」)への出向

各組で行われる「推進協議会」へ出向し、記録と報告を行います。

「推進協議会」は阿弥陀仏の智慧と慈悲をよりどころとして自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現をめざして開催されます。

宗派重点プロジェクトは「貧困の克服に向けて～Dana for worldpeace～子どもたちを育むために」が、宗門をあげて取り組む目標ですが、各組ともこれまでの運動の再確認と、これからの運動のあり方について、協議をしていくことも重要です。

また、この協議会は僧侶と門信徒両者が参加することで初めて成立するものであるということを、再度周知していきます。

2. 重点プロジェクトに関する研修会を開催

宗派重点プロジェクトに関する教区研修の企画・運営を行います。

第5期重点プロジェクト推進期間(2024年度～2027年度)「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)総合基本計画・重点プロジェクトについて関連した、各寺院、組が自身の課題として取り組めるよう、学びの場を整えるための研修会を開催します。

3. 寺院機能に関する課題

近年、あらゆる物事の簡素化が進む中、仏事に関しても「一日葬」や「直葬」、また寺院での法座数の減少などが進んでおります。この時流のなか、どのような活動が寺院機能推進に繋がるのか、課題の共有、検討をしていきます。

以 上

2026(令和8)年度 門信徒教化部 活動方針

浄土真宗本願寺派の最高法規である『宗制』には、「本宗門は、その教えによって、本願名号を聞信し念仏する人々の同朋教団であり、あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献するものである。」と記されています。門信徒教化部では、浄土真宗の教化とは、まず自分自身がこのお念仏のみ教えをよろこび、その姿をもってお念仏の輪を拡げていくことだと考えます。

この理念を基に、一人でも多くの方にお念仏のご縁に出遇っていただき、自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に向けて、門徒推進員養成連続研修会(連研)の推進や「門徒推進員中央教修」への参加奨励、門徒推進員連絡協議会(門推協)との連携を図ってまいります。

1. 「連研のための研究会」の開催

話し合い法座の意義を確認し「連研」の活性化を図るとともに、連研未開催組及び休止組の開催に向けた「連研」の現状と課題の共有を目的として開催いたします。

また、各組にご協力いただいたアンケートを基に課題を共有分析し、本研究会に反映していきます。

2026(令和8)年10月13日(火)開催予定

2. 「連研履修者研修会」の開催

本研修会は門徒推進員の方から中央教修の体験発表を聞くことや、組の連研とは違う雰囲気での話し合い法座を経験してもらうことで、連研を修了した方が中央教修を受講する後押しとなることを目的とします。

2027(令和9)年2月28日(日)開催予定

3. 門徒推進員連絡協議会との連携

門徒推進員連絡協議会の課題を共有し、課題を克服していく為に何ができるかを模索していきます。また、各研修会への協力、参加奨励を相互に行います。

以 上

2026(令和 8)年度 広報部 活動方針

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の理念と取り組みをより多くの方と共有するために、福岡教区における取り組み等の情報を伝えていく必要があります。そこで、以下の活動に取り組みます。

1. 『福岡教区「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)計画書』の発行

運動を推進していく上での指針となる『福岡教区「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)計画書』を発行します。教区総合基本計画、各研修会開催要項、各部活動方針、各組の活動報告、各教化団体名簿を掲載し、教区内における運動推進に幅広く活用できる内容にします。

2026(令和 8)年度も早期に発行できるように取り組みます。

2. 『教区通信ふくおか』の発行

門信徒の方はもちろん、多くの方々に「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)を伝えていくための参考資料となる記事を掲載し発行します。2026(令和 8)年度も 3 回(7 月・11 月・3 月)の発行を予定し、1 カ寺につき 10 部ずつ配布します。

また、専門的知見や時事問題についてより有意義な紙面としていくため、必要に応じて外部の方に執筆を依頼します。

希望があれば追加発送を行う(数に限りがあります)ほか、PDF ファイルをダウンロードして活用いただけるよう、ホームページにも公開します。

3. 「情報の共有化」

情報の共有化を図るために引き続き教堂内に閲覧コーナーを設け、「組報」「寺報」の収集に取り組みます。

教区ホームページには布教団の協力を得て法話を掲載します。また、今後も前期に取り組んでいる更なる掲示伝道の計画を進めていきます。

以 上

2026(令和 8)年度 非戦・平和部 活動方針

非戦・平和部では、時局問題対策協議会と連携をしながら、非戦・平和の願いを具現化し、自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現をめざす一助となるよう、下記の活動に取り組んでまいります。

1. 戦後 81 年戦争犠牲者追悼法要 ～非戦・平和を願うつどい～

浄土真宗の教えに基づき、アジア・太平洋戦争をはじめとするあらゆる戦争の犠牲となった全てのいのちを、国家・民族の違いを超えて追悼し、犠牲を生んだ国家や教団の責任を問い、再び戦争への道を歩まないための決意を確かめ合い、広げていくため法要をお勤めいたします。

2. 第 46 回千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要への参加

2026(令和 8)年度も戦争によって尊いいのちを失われたすべての方がたを追悼し、悲惨な戦争を再び繰り返してはならないという平和への決意を確認するため、非戦・平和部が中心となって教区団体参拝を企画し、法要へ参加いたします。

3. 非戦・平和を学ぶ研修会

2026(令和 8)年度も非戦・平和に関する学びを深めるため、研修会を企画、開催いたします。

2025(令和 7)年度は、全組からの参加はいただけなかったので、2026(令和 8)年度はより多くの方に参加していただけるよう、内容を検討しながら進めてまいります。

以 上

「御同朋の社会をめざす運動」福岡教区委員会設置規則

2012(平成 24)年福岡教区区令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則(平成 24 年宗則第 14 号)及び「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則施行条例(平成 24 年宗達第 1 号)に基づき、福岡教区における「御同朋の社会をめざす運動」(以下「実践運動」という。)を推進するために必要な事項は、この区令に定めるところによる。

(設置)

第 2 条 福岡教区における実践運動を推進するため、「御同朋の社会をめざす運動」福岡教区委員会(以下「教区委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 3 条 教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 教区における実践運動の総合基本計画(以下「総合計画」という。)及び重点プロジェクト推進計画(以下「推進計画」という。)について協議すること。
- 二 教区における総合基本計画及び推進計画を実践し、その成果を点検・総括すること。
- 三 実践運動に関して総局が決定した事項を推進実施すること。
- 四 「御同朋の社会をめざす運動」組委員会(以下「組委員会」という。)その他教区内から実践運動に関して提起された意見、課題等について協議すること。
- 五 実践運動の推進について、「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会(以下「中央委員会」という。)に意見具申すること。
- 六 組委員会との連絡調整及び指導に関すること。
- 七 前号のほか、必要なこと。

(組織)

第 4 条 教区委員会は、50 人以内で組織する。

- 2 委員は、教区内の宗務機関、関係団体及び組委員会を代表する者について、教務所長の進によって、総長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 会計年度とし、再任されることができる。但し、継続して 3 期以上再任されることはできない。
- 4 教務所長は、教区委員会の組織に当たっては、実践運動の理念に基づく全員参加の運動を実現するため、その委員構成に配慮するものとする。

(委員の再任についての特例)

第 4 条の 2 前条第 3 項但書の規定にかかわらず、やむお得不い事情があるときは、教務所長の進達により、総長の承認を得て、委員の再任について措置することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 教区委員会に、委員長 1 人及び副委員長 2 人を置く。

- 2 委員長は、教務所長又は委員の互選したものをもって充て、会務を統理する。

- 3 副委員長は、委員のうちから教務所長が推薦するもの及び委員の互選した者について、総長が委嘱し、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長の1人を委員長代行に指名することができる。

(常任委員会)

第6条 教区委員会に、必要により、常任委員会を置くことができる。

- 2 常任委員会は、委員長及び副委員長、並びに委員のうちから教務所長が指名する10人以上20人以内の常任委員で組織する。
- 3 常任委員会は、教区委員が委任した事項その他必要な事項について、調査、審議する。

(招集)

第7条 教区委員会及び常任委員会は、教務所長が招集する。

(連区の実践活動)

第8条 教区委員会は、実践運動の推進に当たり、同一連区内の教区委員会と相互に連携を図り、推進方法や情報の交換、共有など、常に協力して運営する者とする。

(経費)

第9条 教区委員会の運営に必要な経費は、宗派の助成金、教区費その他の収入をもって充て、毎年度教区予算に計上しなければならない。

(補則)

第10条 この区令の実施について必要な事項は、教務所長が教区委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この区令は2012(平成24)年4月1日から施行する。

(従前の区令の廃止)

- 2 福岡教区基幹運動推進委員会設置規則〔2003(平成15)年福岡教区区令第1号。以下「旧区令」という。〕は廃止する。

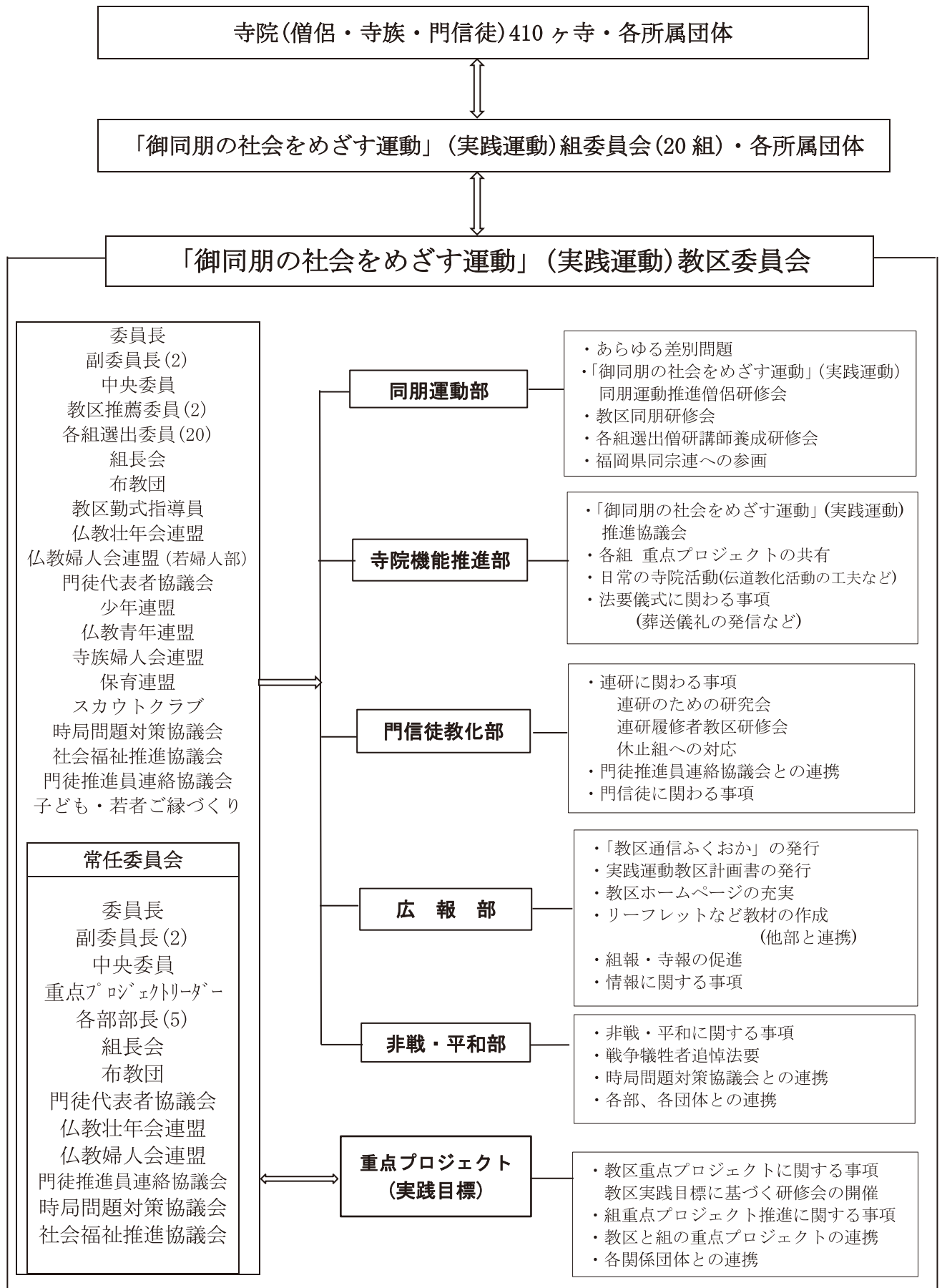
(成果等の引継)

- 3 この区令施行の際現に廃止される旧区令に基づく福岡教区基幹運動推進委員会のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果については、この区令による教区委員会が、これを引き継ぐものとする。

附 則

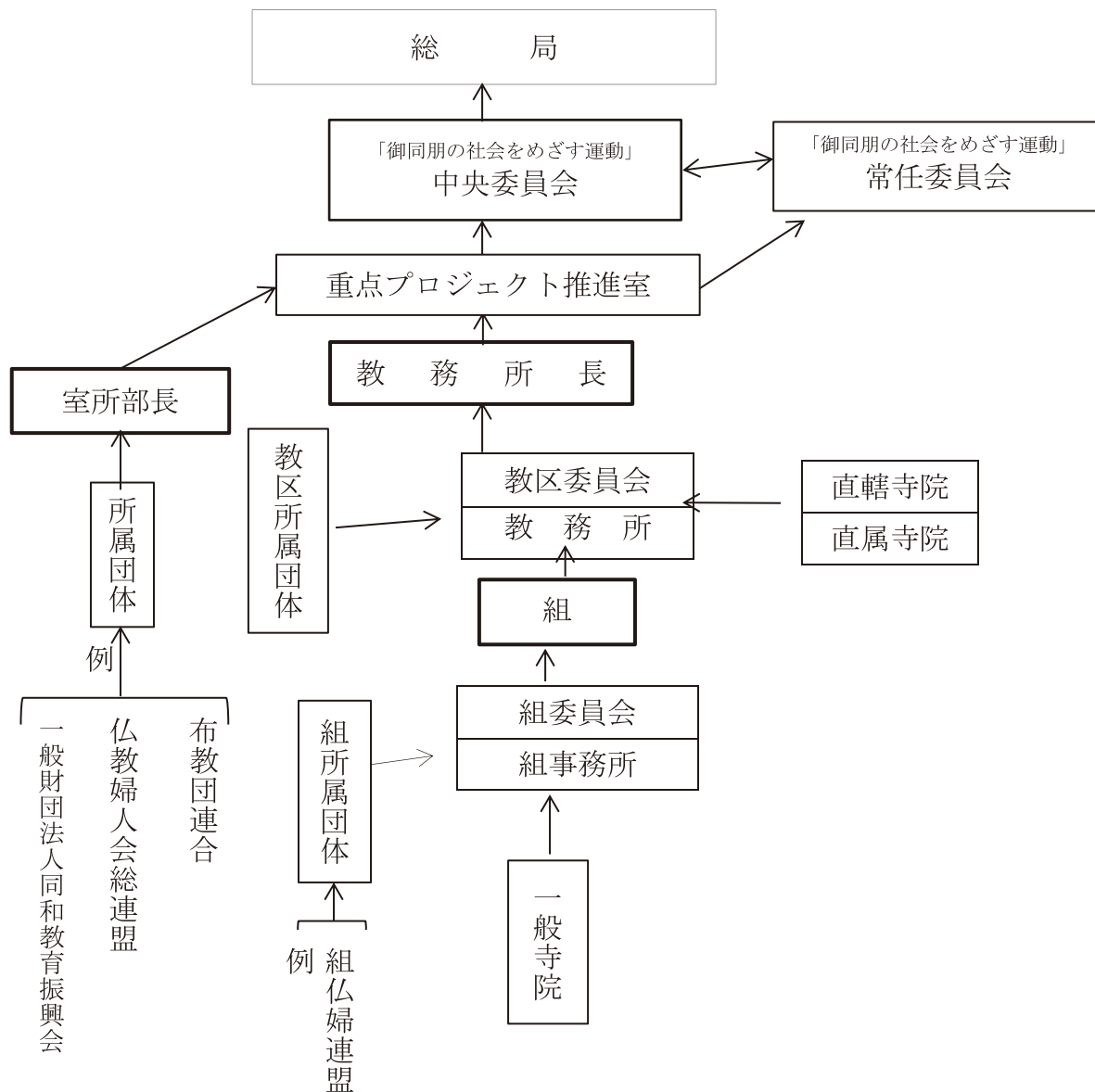
この区令は、教区会の議決を得た日(平成28年3月29日)から施行する。

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 福岡教区委員会組織図



3. 意見具申

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 推進にかかる意見具申提出の流れ



※関係法規抜粋

「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則

第6条 中央委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

三 各宗務機関、宗門関係団体及び教区委員会(以下この宗則においては「沖縄委員会」を含む)からの意見具申及び一般社会の諸課題について協議すること。

第12条 教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

五 実践運動の推進について、中央委員会に意見具申すること。

「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会設置規則準則

第3条 教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

五 実践運動の推進について、「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会(以下「中央委員会」という。)に意見具申すること。

福岡教区 意見具申一覧

2014(平成 26)年 12 月 24 日	(1) 専如門主が「消息」で示された決意に応答する運動を宗門あげて展開しよう。 (2) 「基幹運動の成果と課題を継承する」具体的な内容として、「同朋三者懇話会」から提起された「真俗二諦」「業・宿業」「信心の社会性」という三つの課題に関する研究や取り組みの現状を公開し、この三つの課題に集約された同朋運動の経緯と併せたものを内容とするテキストの作製を求めます。
2015(平成 27)年 7 月 17 日	(1) 安全保障関連法案(11 法案)は、仏教の教えに背くものばかりか、日本国憲法に違反し、非戦平和を希求する教団の願いとは異なるものです。 教団として、速やかに廃案を求める意思を表示されますよう要望します。
2016(平成 28)年 1 月 22 日	(1) 「御同朋の社会をめざす運動」の教義上の拠りどころを示してください。 (2) 《平和に関する論点整理(中間報告)》を踏まえた本願寺教団としての具体的な取り組みを求めます。
2017(平成 29)年 1 月 19 日	(1) 宗門の主導で、全国のハンセン病療養所における「真宗会館」の保存を！ (2) 『拝読 浄土真宗のみ教え』中の「浄土真宗の救いのよろこび」を、現代の『領解文』として明確に位置づけてください。
2017(平成 29)年 7 月 7 日	(1) 名称が変更された「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)「人権啓発推進僧侶研修会」を、以前使用していた「同朋運動推進僧侶研修会」に変更してください。
2017(平成 29)年 11 月 14 日	(1) 「差別問題に関する僧侶意識調査の実施を求めます。」 (2) 「研修講師の派遣状況について明確な情報提示を求めます。」
2019(平成 31)年 1 月 7 日	(1) 新天皇の即位・大嘗祭に対して、政教分離原則を構築する立場から、宗門としての反対声明を求めます。 (2) 宗門をあげて性的少数者(LGBTQ)への差別問題に取り組むことを求めます。
2022(令和 4)年 12 月 26 日	(1) 『僧侶教本 A』『僧侶教本 B』とは別に、宗門の運動について体系的に学ぶことができる『僧侶教本 C(仮)』の作成を要望する意見具申 (2) 2019(令和元)年に刊行された『拝読浄土真宗のみ教え』改訂版において全文削除された「浄土真宗の救いのよろこび」の再掲載を求める意見具申
2024(令和 6)年 1 月 17 日	(1) 『戦後問題』検討委員会答申」とその後の総局の対応策をまとめた冊子の発行を求めます。 (2) 「浄土真宗の救いのよろこび」の再掲載を求めます。 (3) 『宗報』と本願寺ホームページに全ての意見具申の掲載を求めます。

福岡教区 2025(令和 7)年度「意見具申」

福岡教区では、戦後 80 年にあたる本年、6 月 19 日の福岡大空襲の日に、「戦後 80 年 全戦争犠牲者追悼法要 ― 非戦平和を願う念仏者のつどい ―」を勤修いたしました。

その一環として、戦後 80 年間にわたる宗門の歩みを検証するため、戦後 50 年に設置された「戦後問題検討委員会」において、宗門が克服すべき課題を列記した「答申」を、委員長として取りまとめられた赤松徹眞師（本願寺史料研究所所長）を記念講演のご講師としてお招きしました。

講演を通して明らかになったのは、「答申」の「三、教団の今日的課題について」に掲げられた 8 項目のうち、いくつかの点が、現在に至るまでなお課題として残されているという現状です。戦後 80 年を迎え、また「戦後問題検討委員会」答申から 30 年が経過した現在においても、当該「達示」（1939 年 9 月 30 日付）が失効したことを知らず、戦時中の安置様式を継続している寺院が少なからず存在しています。

とりわけ、「第四に、聖徳太子尊像安置をめぐる『達示』（『達示甲第 22 号』1939 年 9 月 30 日付）は、宗祖の聖徳太子敬慕を『国体』護持の太子像へと変容させるものであり、失効すべきである」との指摘についてですが、実際に失効措置は取られているのでしょうか。

すでに取りられているのであれば、私どもの認識不足となりますが、現行の『法式規範』においても、その失効措置を前提としない記述がなされているように見受けられます。

私どもが調べたところでは、戦後、1946(昭和 21)年の宗法発布(1947 年施行)により、遅くとも 1948(昭和 23)年には、宗法附則第 100 条に基づき、当該「達示」はすべて失効したと確認されます。しかし、敗戦後の混乱の中にあって、果たしてどれほどの住職が、聖徳太子尊像安置に関する「達示」が失効した事実を知り得たのでしょうか。

つきましては、改めてこの「達示」が失効していることを公報等により周知していただき、一般寺院における戦後処理を進めてくださいますよう、お願い申し上げます。

以 上

4. 「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）人権啓発推進僧侶研修会

宗門・福岡教区 人権啓発推進僧侶研修会の経緯と取り組み

1. 基幹運動の起こり

宗門では今日まで、その具体的な活動を基幹運動（「門信徒会運動」「同朋運動」）と呼称して取り組んできました。

基幹運動はその当初より門信徒会運動と同朋運動の二つの運動を一本化した形で進められてきました。その起こりは、1971(昭和 46)年、宗門に 同朋運動本部、門信徒会運動本部、研修本部の 3 本部が設置され、その後 同朋運動、門信徒会運動の共通目標が設定されるなどした上で、1980(昭和 55)年、『教書』が發布され、その中で「基幹運動」との呼称が公式に用いられたことに求められます。そのため、基幹運動の経緯は同朋運動、門信徒会運動の二つの運動をさかのぼってうかがわなければなりません。

2. 運動本部の設置

このうち「同朋運動」は、1950(昭和 25)年、差別に苦しむ僧侶・門信徒が中心に自ら立ち上がった同朋会設立を起点とします。この会の活発な活動により、1957(昭和 32)年 4 月 14 日に開催された「第 2 回全国同朋大会」において『同朋運動の消息』が發布され、同朋会の活動は同朋運動として教団全体に展開されていくこととなりました。1961(昭和 36)年、親鸞聖人 700 回大遠忌法要の記念事業として、財団法人「同和教育振興会」が設立されると、研究活動も充実し、部落差別問題が私たちの宗門全体の課題であるとの声がしだいに高まっていきました。そのため、宗門に本部設置の措置が求められ、1971(昭和 46)年、宗門の三本部の一つとしての同朋運動本部・同朋部の設置がなされました。

3. 人権啓発推進僧侶研修会のはじまり

3-1 町田宗夫全日仏理事長（当時）の発言

1979(昭和 54)年の米国プリンストンでの第 3 回世界宗教者平和会議において、全日本仏教会を代表して出席した町田宗夫全日仏理事長（当時）が、部落差別の存在を否定する差別発言をし、日本の宗教界の差別体質が問われました。その後、町田宗夫全日仏理事長（当時）は、5 回に渡る糾弾会で、自分自身の「発言」の差別性について学び、1984(昭和 59)、ケニアのナイロビで開催された、第 4 回世界宗教者平和会議で、前回の「発言」を取り消し、謝罪し、日本各地において人権・「同和問題」についての講演や啓発活動等で活躍されました。

3-2 「糾弾学習会」「同朋三者懇話会」

この町田差別発言をきっかけに全日本仏教会に属する仏教教団の差別体質が糾弾され、それぞれの教団で差別法名（戒名）調査が実施されました。このことから日本に「同和問題に取り組む宗教教団連帯会議（同宗連）」が結成され、教団の枠を超えて差別・被差別からの解放にかかる、宗教間の実のある連帯活動が進められることとなりました。その中で宗門でも 1983(昭和 58)年より 3 年間をかけ全寺院を対象に墓碑・法名・過去帳の記載事項の調査が行われ備後教区内の一住職から、部落解放同盟広島県連合会に対して、過去帳に差別記載があることの自己告発がなされました。このことを契機に、備後教区、安芸教区、部落解放同盟の三者によって 7 回にわたる「糾弾学習会」がもたれ、さらに論議を深めるため「同朋三者懇話会」を組織して、現在も取り組みが継続されています。そして、「糾弾学習会」「同朋三者懇話会」を通して、1992(平成 4)年より基幹運動推進僧侶研修会（のちに「同朋運動推進僧侶研修会」、さらに現行の「人権啓発推進僧侶研修会」に改称される）がはじめられることになりました。

3-3 三つの課題

※ 自分自身が気づかないままに差別意識をもっていること。

※ 「信心」を単に「こころの問題」として受け止めてきた結果、浄土真宗の教えが生活や社会の問題とかけ離れたものとなっていること。

※ とすると、教学が抽象的理解に終始し、伝統の名のもとに封建教学を無批判に踏襲して、差別を温存し再生産してきたことが明らかにされました。さらにこのことを形成する要因として「真俗二諦」「業・宿業」「信心の社会性」の三つの課題が提起されました。

4. 三つの課題(「真俗二諦」「業・宿業」「信心の社会性」)を受けて

4-1 「各組選出僧研講師養成研修会」

この三つの課題の提起を受けて、1992(平成 4)、1993(平成 5)年度の 2 ヶ年度にわたって「御同朋の社会をめざして～私と教団の差別の現実を改め、真の同朋教団を確立しよう～」の統一テーマのもと、全僧侶を対象とした宗派主催の「基幹運動推進僧侶研修会」が全教区同一カリキュラムで開催されました。1994(平成 6)年度からは「福岡教区基幹運動推進僧侶研修会」として各ブロック単位で開催され、同時に僧侶研修会における講師の養成を目的とした「各組選出僧研講師養成研修会(第Ⅰ期)」(～97 年度)が実施されました。

4-2 「差別法名・過去帳調査」の実施

一方で、僧侶研修会が開催され始めるやいなや、1993(平成 5)年から連続して差別事件が起きます。この連続した差別事件に対して、教団は部落解放同盟中央本部より糾弾を受け、各教区は部落解放同盟各県(府)連に点検糾弾会を受けました。

この「連続差別事件」、及び「点検糾弾会」の学びの中で明らかになってきたことは、私たち教団や僧侶が、これまでいかに差別の現実を抽象的に理解していたか、また部落差別についての基礎的な認識が不十分であったか、ということでした。そこで、1996(平成 8)年度からはそれまでの「三つの課題」に「部落差別の基礎的学習」という新たな課題をつけ加えて、研修テキスト『御同朋の願い』に基づいて、「第Ⅱ期僧侶研修会」(5 ヶ年)が開催されました。その第Ⅱ期僧侶研修会実施期間中の 1997(平成 9)年度に、全教団をあげて「差別法名・過去帳調査」が実施され、さらに、各組に僧研講師(第Ⅰ期)が誕生したこともあり、1998(平成 10)年度以降はそれまでのブロック開催から各組開催へと取り組みが進められました。

4-3 「差別法名・過去帳調査」から見えてきた課題を受けて

「第Ⅱ期僧侶研修会」、「差別法名・過去帳調査」から私たちが学んだものは、教団の差別の歴史と、僧侶の手によって差別法名や差別記載がなされてきた事実でした。その事実が明らかになりながらも、依然として教団内での差別事象は起こり続け、しかも、僧侶研修会への参加者は減少傾向に向かい続けています。福岡教区においても、それまでの歩みの中から組独自の取り組みがなされるなどの成果は生まれてきていますが、やはり参加者数の問題も含めた取り組みの姿勢の希薄さが問題となっています。2003(平成 15)年度に「各組選出僧研講師養成研修会(第Ⅱ期)」を、2006(平成 18)年度から 2008(平成 20)年度にかけて「各組選出僧研講師養成研修会(第Ⅲ期)」を実施し、新たな僧研講師が誕生いたしました。また、それぞれの自組の現状を再確認する上から、2007(平成 19)年度と 2008(平成 20)年度は 2 組合同開催で取り組みました。その結果、院号や法名の課題を共有し、差別に対する取り組みが組を越えて広がったところもあります。

5. 三ヵ年のテーマ

「第Ⅳ期僧侶研修会」は、2009(平成 21)年度から 2011(平成 23)年度の 3 年間に渡り、2009(平成 21)年度は、テーマ「僧侶研修をふりかえる(私と組の歩み)」、2010(平成 22)年度は、テーマ「僧侶研修からの課題(私と組の課題)」、2011(平成 23)年度は、テーマ「僧侶研修から実践へ(あらたな歩みへ)」で各組、研修開催の趣旨に即した研修を行っていただいた。3 年目の「僧侶研修から実践へ」については、各組模索している状況であり、今後の課題として、引き続き継続した取り組みが必要であることが確認されました。

6. 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) へ

2012(平成 24)年 4 月 1 日より、宗門の基本法規改定に伴い、これまでの基幹運動(門信徒会運動・同朋運動)推進の成果を踏まえ、さらに運動の広がりや宗門全体の活性化と宗門の前進、社会貢献として展開されていかなければなりません。宗制に掲げられた基本理念を体し、あらゆる人々が自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する活動を、「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)として推進することとなり、「基幹運動」との名称で推進されてきた運動の目標「御同朋の社会をめざして」を、そのまま「御同朋の社会をめざす運動」と名称変更し、宗門に所属するすべての人々がさらなる強力な取り組みを進めていくことになりました。

これまで 20 年間、僧侶研修会で取り組み培ってきた各組の成果と課題を確認し、これまでの僧侶研修会の願いを受け継ぎつつ、御同朋の社会の実現をめざして歩むことが宗門の存在意義(公益性)に繋がっていくものとなります。これらの願いをもって本年度も引き続き僧侶研修会を実施いたします。

また、2006(平成 18)年から 3 年間開催された第Ⅲ期各組選出僧研講師養成研修会が終了して 9 年になります。約 10 年経った現在、若手僧侶も増え僧侶研修会への顔ぶれも変わってまいりました。新たな僧研担当者の育成を図り、各組における僧侶研修会が活性化されるよう取り組んでまいりたいと思います。各組においての僧侶研修会が、差別に対しての学びのあり方や差別を見抜く力の養成も今後必要とされます。

今後、第Ⅲ期にならい 3 年 1 期とし、現地学習会や 3 つの教学課題(「真俗二諦」「業・宿業」「信心の社会性」)について学びを深めるよう準備してまいりたいと思います。

以 上

宗門・福岡教区 年表

1979 年	【社会】プリンストン（アメリカ）での第3回世界宗教者平和会議において全日本仏教会理事長の差別発言。
1980 年	【宗門】ご門主が伝灯奉告法要に際して『教書』を發布。
1981 年	【宗門】『教書』を基本に運動計画書が作成され、両運動が一本化される方向にあり、「宗門伝道教化活動推進計画」が「基幹運動推進計画」に改められる。 『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議（同宗連）が発足。
1983 年	【宗門】差別法名調査を実施。9教区21ヵ寺から過去帳への差別記載が報告される。 備後教区内の一住職から、部落解放同盟広島県連合会に対して、過去帳に差別記載があることの自己告発がなされる。
1985 年	【宗門】「安芸・備後両教区過去帳差別記載糾弾学習会」が7回開催。安芸・備後両教区と部落解放同盟広島県連絡会による「同朋三者懇話会」が発足する。
1986 年	【宗門】同朋運動と門信徒会運動が基幹運動として一本化。その方向を示すものとして基幹運動計画が作成される。
1991 年	【宗門】5ヶ年の新基幹運動計画がスタート。
1992 年	【宗門】「基幹運動推進僧侶研修会」が始まる。
1994 年	【宗門】宗門内で「連続差別事件」（1993年～）が発生。部落解放同盟より連続差別事件に対する糾弾会が開始される。各教区で「点検糾弾会」が開始される。 【教区】「福岡教区基幹運動推進僧侶研修会」「各組選出僧研講師養成研修会」（～1997年）を実施。
1995 年	【宗門】宗務総合庁舎差別落書き事件。
1996 年	【宗門】次の5ヶ年の新基幹運動計画スタート。 「第Ⅱ期基幹運動推進僧侶研修会」が始まる。
1997 年	【宗門】部落解放同盟に対し『連続差別事件糾弾総括書』を提出。
1998 年	【教区】第2次「差別法名・過去帳調査」の実施。 【教区】「差別法名・過去帳調査に学ぶ研修会」を開催（「僧侶研修会」と併催。この年から「僧侶研修会」が各ブロック開催から各組開催に）
2001 年	【宗門】次の5ヶ年の新基幹運動計画スタート。 「第Ⅲ期基幹運動推進僧侶研修会」が始まる。 【教区】「女性僧侶研修会」（現：同朋運動推進僧侶研修会〔女性僧侶・寺族女性対象〕）実施
2002 年	【社会】「同和対策事業」が終了。
2003 年	【教区】「第Ⅱ期各組選出僧研講師養成研修会」を実施。（～2004年） 【宗門】「基幹運動推進本部」体制に移行。 北海道教区差別投書・差別落書き事件。本願寺境内地施設差別落書き事件。
2004 年	【宗門】兵庫教区の宗会議員と本山に差別投書が送られる（本山・5教区連続差別投書事件の始まり。～2006年）

2006 年	【宗門】基幹運動総合基本計画スタート。「第Ⅳ期基幹運動推進僧侶研修会」が始まる。
	【教区】「第Ⅲ期各組選出僧研講師養成研修会」を実施。(～2009 年)
2007 年	【教区】2 組合同僧侶研修会開催実施 (～2009 年)
2008 年	【宗門】北海道教区連続差別ハガキ投書事件。
2009 年	【宗門】「第Ⅴ期基幹運動推進僧侶研修会」が始まる。
	【宗門】兵庫教区同朋講座における差別発言。
2010 年	【教区】同朋運動基礎講座を開催。
2011 年	【宗門】「第Ⅴ期基幹運動推進僧侶研修会」終了。
2012 年	【宗門】基本法規改定に伴い、「基幹運動」から「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)へ
	【宗門】安芸教区「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」(5 月)
2013 年	【宗門】第 1 連区「布教使研修会差別発言問題」(1 月)・(10 月)
2014 年	【教区】推進僧侶研修会を開催。(2 月)
2015 年	【教区】推進僧侶研修会を開催。(2 月)
	【宗門】「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 第Ⅱ期へ
2016 年	【社会】「部落差別解消推進法」成立(12 月)
2017 年	【教区】僧研の名称が「人権啓発推進僧侶研修会」に変更されたことによる「意見具申」を実践運動中央委員会に提出
2018 年	【宗門】「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 第Ⅲ期へ (～2019 年度)
	【教区】「第Ⅳ期各組選出僧研講師養成研修会」が始まる。(～2021 年度)
2020 年	【宗門】「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 第Ⅳ期へ (～2023 年度)
	【教区】新型コロナウイルス感染症感染拡大をうけ「第Ⅳ期各組選出僧研講師養成研修会」を 1 年間休止する。
2022 年	【教区】「第Ⅳ期各組選出僧研講師養成研修会」修了。(3 月)

過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて

過去帳又はこれに類する帳簿(以下「過去帳等」という)の取扱いについて、差別法名・過去帳調査の結果や過去帳等が身元調査に利用されてきたことに対する反省に立ち、同朋教団の本旨並びに人類普遍の原理である平等原則に反しないように、その取扱基準が定められました。

過去帳等は寺院備付の公的帳簿であり、その取扱責任は、住職(代表役員)にあります。過去帳等の記録は個人情報であり、身元調査に利用されないよう、取扱責任者には守秘義務を守り、過去帳等を厳重に管理する義務があります。

以下の原則を厳守ください。

1、過去帳等とは

ここでいう過去帳等とは、寺院備え付けの過去帳・永代経記録簿・墓地管理簿・門徒現在帳等、門徒の記録簿全般を言います。

2、閲覧禁止(公開の禁止)

過去帳等に記載されている内容は、その個人の基本的人権に関わる個人情報であり、公開は厳禁とします。

門徒からの問い合わせの場合、書面にてその目的・対象等の明示があったとき、その門徒の直接の先祖に関する部分の抜き書き等に限定して開示できるものとします。

なお、どのような場合にも、「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準」(以下「取扱基準」)の趣旨に反すると思われる場合は、取扱責任者は、「取扱基準」により開示を拒否しなければなりません。

3、過去帳の記載事項の限定

過去帳に記載すべき事項は、下記に限定されています。

- ①法名 ②俗名 ③死亡年月日 ④性別 ⑤年齢
- ⑥施主(喪主)との続柄 ⑦施主(喪主)の現住所

それ以外のことを記載してはいけません。また、基本的人権を侵害する記載があった場合には、全面的に書き換えなければなりません。

4、過去帳に類する帳簿の記載事項の限定

過去帳等には、人類普遍の原理である平等原則に基づき、門地、本籍地、出生の別、国籍、死因等については、一切これを記載してはなりません。

<記載禁止事項の注意>

「取扱基準」制定の目的は、第五条の禁止事項を過去帳等に記載しないためです。

- ・禁止事項の「門地」とは本来、族籍(華族・士族・平民等)の別を言うものですが、現在では「本家」「分家」「資産家」「使用人」などを示す言葉として理解されています。
- ・「出生の別」とは、嫡出の事情に関わるさまざまな表現を言います。

※詳しくは、「取扱基準」をご参照ください。なお、この『過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて』は、つねに過去帳等にそえてご利用ください。

本紙作成の願いをおくみとりのうえ、今後とも御同朋の社会をめざす運動の推進に、一層ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準

昭和六十一年八月四日
総局告示第十七号

改正 (平成九年十二月二十日 総局告示第三十六号)
(平成二十年五月二十八日 総局告示第十九号)
(平成二十六年二月一日 総局告示第六号)

(趣旨)

第一条 この基準は、寺院規程（昭和二十七年宗則第十五号）第三十条第二項に定める「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについては、同朋教団の本旨に反しないよう、その取扱いについての基準を定めるものとする。」の条項の趣旨に従い、宗門に属するすべての寺院その他これに準ずる団体において備付けられている過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについての細則を定めるものとする。

(過去帳等)

第二条 過去帳又はこれに類する帳簿（以下「過去帳等」という。）は、所属する僧侶、寺族、門徒その他の信者について故人の法名その他宗教上の記録を記載するものとする。

2 過去帳等の記載には、同朋教団の本旨に反して差別を生み出すことがないように、十分な配慮をしなければならない。

(取扱責任者)

第三条 過去帳等の取扱責任者は、宗門に属する寺院その他これに準ずる団体の住職又は代表者とする。

(過去帳の記載事項)

第四条 過去帳に記載すべき事項は、次の各号に掲げるところに限る。

- 一 法名
- 二 俗名
- 三 死亡年月日
- 四 性別
- 五 年齢
- 六 施主（喪主）との続柄
- 七 施主（喪主）の現住所

(過去帳等への記載禁止事項)

第五条 過去帳等には、人類普遍の原理である平等原則に基づき、その門地、本籍地、出生の別、国籍、死因等については、一切これを記載してはならない。

(閲覧禁止)

第六条 第三条の規定による取扱責任者は、過去帳等を厳重に管理し、その閲覧を許してはならない。

(過去帳等の書き換え)

第七条 過去帳等の既記載事項のうちで、基本的人権を侵害するとみなされる事項については、第四条の規定による必要事項のみを記載するよう全面的に書き換えを行うものとする。一部事項の抹消、訂正などによって、従前の記載事項を推測されるようなことをしてはならない。

(必要措置)

第八条 総局は、過去帳等の取扱いについて、必要がある場合には、社会部〈人権問題担当〉を通じて取扱責任者に対して必要な措置を行わせることができる。

安芸教区「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」について

(2013 年宗報 3 月号掲載)

一般財団法人同和教育振興会評議員

安芸教区「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」に関する委員会元委員

小笠原正仁

昨年 5 月 7 日・14 日と前・後編で放送された NHK のテレビ番組「鶴瓶の家族に乾杯」で、安芸教区の寺院が過去帳に類する帳簿を開示いたしました。それにつきまして、「身元調査お断り」や過去帳調査のこれまでの取り組みの内実が問われるものとして宗派および NHK は部落解放同盟中央本部（以下「同盟」という）、部落解放同盟広島県連（以下「広島県連」という）より問題を提起されました。

このことに対応するために、宗派は、7 月 9 日、「安芸教区過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題に関する委員会」（以下「開示問題対応委員会」という）を安芸教区に設置し、8 月 6 日、第 1 回「開示問題対応委員会」を開き、問題の整理と対応方針について協議をすすめました。その後、数次にわたる「開示問題対応委員会」および作業部会を開き、同盟に提出する「見解書」を「開示問題対応委員会」において作成いたしました。そして、10 月 5 日広島別院内安芸門徒会館共命ホールにて第 1 回協議会を開催いたしました。

その協議会では、「同盟」及び「広島県連」側から厳しい意見が出されました。

①差別法名・過去帳の再調査として 1997 年に取り組んだことが宗派全体に浸透・徹底したのか。

②宗派として差別の今日的問題にどのように向き合うのか。

③親鸞聖人のみ教えは人間の平等性を基底としているはずであるが、過去の差別制度や差別意識が反映された過去帳問題にどのように取り組むのか。

等々。

過去帳を閲覧禁止にしたということの宗教的意味とは何であったのかという重要な質問でした。

宗派の最初の過去帳調査は 1971 年に行われていますが、それは、「壬申戸籍」の閲覧禁止から身元調査の対象が寺院の過去帳に移ってきている現状が明らかとなったものでした。そのことから身元調査お断りと過去帳の閲覧禁止への対応が宗派を挙げての取り組みとして行われてきました。そして 83 年、97 年と、法名や過去帳への差別記載を中心として差別の現実への取り組みを深めてきました。

97 年調査は信心の社会性の実践として行われ、僧侶一人ひとりが主体的に差別の現実と向き合う調査であり、その調査の総括で、反差別の教学＝御同朋の教学の構築がめざされたのもその取り組みの一つでした。過去帳再調査とは、自分の寺院がもつ差別の現実に向き合い、そこから差別・被差別からの解放をめざす構築と教学の共有を、というものであります。

しかし、それから十数年を経過して、その時の問題意識はどうなってしまったのでしょうか。

このたびの「同盟」及び「広島県連」の指摘にある、過去帳の閲覧とは、まさに現在問題となっている身元調査への加担の問題でした。被差別地区の問い合わせ事件や戸籍謄本などを不正請求する身元調査事件が、各地から報告されています。また組織的に行われていた大きな事件もあり、いまだに部落差別が行われているのです。これらは行政にとっても大きな課題と受け止められ、現在対応が続けられています。

そのような状況で、個人のルーツ探しとはいえ、テレビ番組で過去帳の閲覧・開示を行うことは、部落差別の現実をどのように認識しているかということでもあります。

差別の現実から出発するという時、その現実とは何であったのか？身元調査をゆるす社会が存在するという差別の現実には埋没していた自己が、今回の問題で照らし出されたとい

えましょう。

第1回目の広島別院での協議会を受けて、さらに委員会で協議を重ね、「見解書」が練り上げられました。そして、11月19日、第2回目の協議会を聞法会館で行うことになりました。

その協議会の冒頭、「同盟」及び「広島県連」側から「このような過去帳開示は差別ではないのですか」との質問がありました。具体的な差別が発生しているわけではないという、宗派の意識に対する問いかけでした。

たとえ、部落差別をその目的とする調査ではなくとも、過去帳をはじめ類する帳簿に記載された事項が個人情報である以上は、その開示は個人情報の漏洩であり、その意味で人権侵害となります。また、差別的意図で行われる身元調査がさまざまな形で寺院への問い合わせになっているという状況もあり、開示者の意図にかかわらず、それらの行為は差別的行為であり、部落差別を助長するものだという認識が宗派に不十分であるという指摘です。

被差別部落をはじめ多くの門信徒の信仰を集めてきた、その歴史的な重みを考えますと、我々の責任は大きくなるのは当然です。だからこそ、それは、単に懺悔というレベルにとどまらず、さまざまな社会的実践として活かされていかなければなりません。

とくに過去帳の位置づけについては、厳しい意見が出されました。このことは、1997年調査でも大きな課題とされ、江戸時代の宗門人別改め制度によって信仰そのものが権力支配の道具とされたときに、そのみかえりとして、寺院の経済基盤を支えるために過去帳が使われたのではないかというものです。

これについては、すでにこのたびの「見解書」にも明らかにしているとおり、過去帳とは先人の信仰の記録であり、その寺院の信仰の歴史を表現しているものであるという宗派の従来の立場から、私たちの運動の取り組みがあります。

残念ながら過去帳には差別記載がありました。先人の信仰の記録に、親鸞聖人のみ教えにそむく記載をしてきたのです。しかし、私たちはそれを、みずからの取り組みの中で明らかにしてきました。我々の信仰とは私個人の信仰であると同時に、長い歴史の中で承け継がれてきたものです。歴史の中で差別的記載をしてきた過去帳が、私の信仰を支える先人の信仰の記録という法宝物であるがゆえに、我々の取り組みの責任はより重く大きいのです。

宗派はこのたびの協議会を受けて、以下のとおり、今後取り組むべき課題を明らかにしました。

宗派では、これまでの基幹運動の成果と課題をふまえつつ、部落差別からの解放をめざした取り組みである同朋運動の願いと精神をより広範に展開するために、「御同朋の社会をめざす運動」を展開しているところです。そこでは、門信徒との課題の共有をめざし、差別の現実学ぶ取り組みを提唱しています。さらに、今回の開示問題を通して明らかになった課題、差別の現実学ぶ取り組みと教学的課題に対する取り組みを今後も継続してまいります。宗派の一人ひとり、すみずみにいたるまで、親鸞聖人の同朋精神が充満するように、学びを深め、意識を変革し、運動をになう人材の育成に努めることが重要な課題です。

具体的には、以下のとおり取り組みを継続してまいります。

①これまでの身元調査拒否や、差別法名・過去帳調査の取り組みを検証いたします。

過去帳等の閲覧禁止実施(身元調査拒否)に関する実態調査、差別法名・過去帳調査のこれまでの取り組みを、社会部を中心に一般財団法人同和教育振興会、浄土真宗本願寺派総合研究所等と連携して検証し、課題を明らかにします。

②それに基づき、宗派における人材育成・研修の場での取り組みを徹底させます。とくに僧侶養成の場としての、得度習礼、教師教修、中央仏教学院等での「御同朋の社会をめ

ざす運動」を推進する中で、同朋運動の願いに対する学びについて徹底します。

③さらには、門徒推進員をはじめとして門信徒を対象とした差別法名・過去帳の研修の取り組みを広げ、宗派一丸となって先人の信仰の記録を差別に悪用させない学びを深めてまいります。

④教団内外の意見に学び、反映させながら、運動の点検および活動を進めてまいります。

⑤関係機関・団体等との連携を深めます。

⑥教学上の課題も、真摯に学んで、取り組みを進めていきます。

以上、「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」の課題と今後の対応についてご報告いたします。

「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準」及び 「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」の改正内容について

（2014年宗報3月号掲載）

本年2月1日付で、「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準」（昭和61年総局告示第17号）（※以下、「取扱基準」）、およびその解説ともいえる「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」（※以下、「取扱いについて」）が改正されました。この度の改正の趣旨とねらいをご報告いたします。

本来、この「取扱基準」が定められたのは、制定当時興信所等による部落差別に基づく身元調査の問い合わせが寺院になされ、多数の寺院がそれに協力した現実が明らかとなったからです。その身元調査への協力に寺院の備付け帳簿である「過去帳」が利用されてきました。このように、寺院の備付け帳簿である「過去帳」が、身元調査に利用され差別の拡散につながっていた事実から、人類普遍の平等原則に反しないように過去帳等の寺院備付け帳簿の管理を定めた「取扱基準」が定められました。ですからその「取扱基準」は、必然的に「過去帳」等が差別に利用されないために定められたものであり、すべての寺院に所属する僧侶がその趣旨を十分に理解し遵守することが求められたものでした。

今回の改正には二点のねらいがありました。一点目は従来「過去帳等」と略称されてきた「過去帳又はこれに類する帳簿」の具体的内容を明らかにし、その管理責任を明確化すること、そして二点目は個人情報管理責任の視点を盛り込むことでした。

その一点目は、「取扱基準」の第一条において「宗門に属するすべての寺院その他これに準ずる団体において備付けられている過去帳またはこれに類する帳簿の取扱いについての細則を定めるものとする。」として、寺院・教堂・別院のみならず、仏教婦人会・仏教壮年会などの教化団体の帳簿なども含まれることとし、「取扱いについて」では、一項に「過去帳等とは」として、「ここでいう過去帳等とは、寺院備え付けの過去帳・永代経記録簿・墓地管理簿・門徒現在帳等、門徒の記録簿全般を言います。」と、単に「過去帳」に限らず寺院に保管される門徒の記録簿のすべてが対象であることが示されました。

さらに「取扱基準」第二条に二項を新たに設け、「過去帳等の記載には同朋教団の本旨に反して差別を生み出すことがないように、十分な配慮をしなければならない。」とし、具体的には第五条（過去帳等への記載禁止事項）とし「過去帳等には、人類普遍の原理である平等原則に基づき、その門地、本籍地、出生の別、国籍、死因等については、一切これを記載してはならない。」と記載禁止事項を明記してあります。

そして、「取扱基準」第三条には「過去帳等の取扱責任者は、宗門に属する寺院その他これに準ずる団体の住職または代表者とする。」と過去帳等の取扱責任者を明記し、第六条に「第三条の規定による取扱責任者は、過去帳等を厳重に管理し、その閲覧を許してはならない。」と、過去帳等の閲覧禁止と管理責任が明確にされました。

このように、例えば一般寺院であったなら、過去帳等の取扱責任者は住職（代表役員）であり、閲覧禁止の管理責任があることが明記されています。さらに第四条には、「過去帳に記載すべき事項は、次の各号に掲げるところに限る。一 法名、二 俗名、三 死亡年月日、四 性別、五 年齢、六 施主（喪主）との続柄、七 施主（喪主）の現在所。」と、従前のおとり七項目の記載事項が限定されています。過去帳には、ここに掲げられた七項目以外のあらゆる記載を記入することが認められないということです。

つぎに二点目として、今回新たに個人情報保護の視点が「取扱いについて」に盛り込まれたことです。「取扱基準」制定の時点では、私たちの宗門は「個人情報」という視点を持っていませんでした。しかし二〇〇三（平成十五）年「個人情報の保護に関する法律」が制定されるなど、近年、個人情報保護の責務が社会的な共通認識となってきています。

いうまでもなく、過去帳に記載される「法名」は仏弟子としての名告りです。長い宗教

的自由の抑圧の歴史から、世界人権宣言や日本国憲法には高らかに「信教の自由」が謳われています。信教の自由は宗教者が何よりも尊ばねばならない基本的人権の一つです。ですから「法名」という門信徒の仏弟子としての名告りや、過去帳等に記載される宗教に基づくさまざまな記録は、宗教者として何よりも尊重すべきものであり、保護すべき「個人情報」と受けとめねばなりません。

「個人情報の保護に関する法律」では、第二条に「この法律において、『個人情報』とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と定義されています。この「生存する個人に関する情報」という定義からすると、過去帳は個人情報の範疇に入らないようにも見えますが、過去帳の記載事項に「施主（喪主）との続柄」「施主（喪主）の現住所」がありますので、過去帳の記載内容は施主（喪主）に関する個人情報といわなければなりません。ですから、厳重な管理義務が取扱責任者にあることが法律でも定められているのです。さらに法律に定められた「生存する個人」ばかりでなく、亡くなられた故人の宗教上の「個人情報」保護も視野に入れることは、私たちが宗教教団でありまた宗教者である以上は当然のこととも言えます。

このような趣旨から、「取扱いについて」では、前文に「過去帳等は寺院備付の公的帳簿であり、その取扱責任は、住職（代表役員）にあります。過去帳等の記録は個人情報であり、身元調査に利用されないよう取扱責任者には守秘義務を守り、過去帳等を厳重に管理する義務があります。」とし、閲覧禁止（公開禁止）、過去帳の記録事項の限定、過去帳に類する帳簿の記載事項の限定、以上の三点が厳守すべき原則として示されました。

以上、今回の「取扱基準」ならびに「取扱いについて」の改正の趣旨とねらいの概略をご報告させていただきました。どうぞ今回の改正のねらいを十分にお汲み取りいただき、過去帳等の備付帳簿が、二度と差別を生み出さぬよう万全の管理をいただきますとともに、御同朋の社会をめざす寺院運営を進めていただきますようお願いいたします。

社会部〈人権問題担当〉

「身元調査お断り運動」の徹底を！

「同宗連」は、1984 年から「身元調査お断り運動」をすすめてきました。その取り組みにもかかわらず、身元調査にかかわる事件は後を断ちません。

宗教界においても昨年末、寺院における過去帳閲覧などに関し、いくつかの事例が発生しました。このことを機縁とし、今回作成の「身元調査お断り」ステッカーの活用を通して、あらためてこの問題への啓発を進めてまいります。

身元調査は人権侵害です！

「同宗連」が「身元調査お断り運動」に取り組むのは、身元調査が人権侵害だからです。「被差別部落出身かどうか」など、元来差別される事柄ではないことを調べ、間違った認識により排除や差別が行われるのです。今でも就職や結婚に際して「身元調査」が行われることがあり、その多くは部落差別にかかわる調査であるといわれています。

近年、一部行政書士が興信所の身元調査に協力し、他人の戸籍謄本・住民票を不正に取得し、報酬を受け取っていた事件が発覚しました。この事件の行政書士は、「ほとんどが被差別部落出身かどうかの調査だった」と証言しています。また、市町村役場での戸籍簿・住民票の閲覧が制限されている現在、調査会社の中で調査対象の 1 つとして寺院がリストアップされていると聞きます。

「身元調査」による人権侵害・差別を防ぐため、問い合わせに簡単に応じたり、無自覚のうちに協力することがないように、日ごろから問題意識をもちましょう。

2014 年 2 月『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議

『新「差別事件 糾明のための方途」』について

嶋 津 弘 隆

(2014 年宗報 4 月号掲載)

一

この度、『差別事件 糾明のための方途』(以下『方途』という)が、11 年ぶりに改定されました。

今回の改定理由には、第一に教団の機構改革によって従前の『方途』が機能しなくなったことが挙げられます。先の『方途』では、差別事件には基幹運動推進委員会が対応していましたが、現在は直接対応にあたる機関がありません。そのため、2012(平成 24)年に NHK の「鶴瓶の家族に乾杯」で放送された、いわゆる「安芸教区 過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」の対応は極めて困難なものになりました。

第二には、前回の改定から年月がたち、今日の差別の現実に適応しにくくなっている点が挙げられます。差別の定義にあたる記述も、その後の運動の進展や研究の成果を取り入れる必要があります。

第三には、差別事件の対応は、『方途』に従うべきだという共通認識が、教団内で形成されていることです。

以上を踏まえ、総局の依頼を受けて「同和教育振興会」が改定案の作成に関わったものです。

二

ところで、『方途』は差別事件を解決するためのマニュアルではありません。

もちろん『方途』には、これまでの差別事件に対応してきた経験をほぼ全て網羅しています。しかし現実には、全く新しい形態の差別事件が発生し、それはこれまでの経験をはるかに超えている場合もあります。マニュアルとしての活用では、こうした未経験の差別事件には対応することが出来ず、また、事件解決主義に陥る可能性も否定できません。

差別事件に対応し取り組むとは、「差別の現実からの出発」を意味し、「差別の現実に学ぶ」ことです。そのことを『新「方途」』では、差別事件への対応とは、

それぞれの事件の背景を明らかにしていくことである。すなわち、どこに問題があったのか、何が差別にあたるのか。何故こうした差別状況を作り出しているのかを問うことであり、課題を明らかにし、差別構造と体質を明らかにすることである。さらに、差別意識を生み出す教学や制度・慣習を厳しく問い直すことでもある。必然的に、それらは教団全体で共有すべきものであって、明らかになった課題に取り組み、差別の構造や体質・意識を変えていく運動につながるものでなければならない。

と、差別事件に学ぶことであることを明らかにしています。

三

さて、差別事件では、取り組みの姿勢と方向性を明確にして対応にあたる必要があります。

教団での最初の差別禁止の通達が、1902(明治 35)年の「乙達 37 号」でした。しかし、この通達は差別は一部の不心得者がおこなったこととして差別者個人に責任があるとし、禁止の理由も 1871(明治 4)年の解放令を根拠とし、宗祖の教えを理由とするものではありませんでした。この教団の差別に対する姿勢は、基本的に変わることなく永い間続きます。それでも、1950(昭和 25)年に差別・被差別からの解放を願って提唱された同朋運動の進展

や、差別事件への取り組み、さらには社会情勢の変化と影響などによって、1971(昭和 46)年に「同朋運動本部」が設置されて同朋運動の教団化が実現することになります。

そして、それまでの差別事件の対応がまとめられ 1989(平成元)年に発表されたのが、『差別事件(差別行為／差別表現)に対してどう取り組むか(指針)』(以下『指針』という)でした。ここは、はっきりと差別事件への取り組みの姿勢と方向性が明記されることになりました。

そこには、教団の差別構造や体質が現れたのが差別事件であるとして教団の責任を認め、同朋運動の原点が差別の現実からの出発であり、その克服と変革は全ての教団人が担うべき課題であると位置づけられています。これが、今日の取り組みの基礎となり、その後 1997(平成 9)年の『差別事件糾明のための方途』、2001(平成 13)年、2003(平成 15)年の改訂版が発行されることになりますが、『指針』に示された取り組みの姿勢と方向性は、いささかも変わるところありませんでした。

四

また『新「方途」』では、第三者委員会「浄土真宗本願寺派人権問題啓発委員会」は対応にあたらなことを明記しました。それは、差別事件対応のための専門組織を作らないことを意味します。万一にも差別事件解決のため専門組織を作られるようなことがあれば、とりあえず解決すれば良しとするような風潮が生じかねず、前述したような差別事件に学ぶ機会を奪われかねないことを危惧したことによります。

従って、差別事件対応の機関は、従前の基幹運動推進委員会に代わって、「教務所長、または社会部(人権問題担当)(以下社会部という)が対応にあたる」とし、責任の所在を明らかにしました。教務所長や社会部では、差別的行為や事実の報告あるいは指摘を受けたならば、確認委員会を設置して調査にあたり、その結果差別性があると認定された場合は、対応委員会を設置することになります。

対応委員会は対応の課題を明らかにし、それを文書化して公開し、委員会を解散してひとつの事件の終結あるいは解決とします。差別事件の解決とは、下記の 4 点が明確になったときを言います。

1. 被差別者の人権回復
2. 差別者の意識改革
3. 責任と課題の明確化
4. 課題克服に向けての取り組み

もちろん、「差別者の意識改革」などは相応の時間を要するでしょうし、「責任と課題を明確」にし、「課題克服に向けて取り組む」ことは、差別・被差別からの解放を目指すことに他なりません。対応委員会が終結したと言っても、その後の取り組みが終わることを意味するものではないことは言うまでもありません。すなわち、差別事件への取り組みは同朋運動そのものなのです。

(一般財団法人同和教育振興会評議員)

災害時における 人権侵害等について

季 平 博 昭

(2014 年宗報 5 月号掲載)

宗門では、2012(平成 24)年 4 月より、今まで推進されてきた「基幹運動(門信徒会運動・同朋運動)」の成果を継承し課題を克服するために、新たに運動名称を「御同朋の社会をめざす運動(実践運動)」として推進しています。

このたびの運動は、運動を具体的に着実に推進するため、宗門の課題を抽出し、その克服をめざす「重点プロジェクト」が策定され、その中から、伝道本部・教区・組など、それぞれの現場の状況を踏まえ、独自のプロジェクトに取り組まれています。伝道本部(宗務所)においては、一昨年度より各部署それぞれにおいて「災害支援」を「重点プロジェクト」の課題としています。

この伝道本部の決定を受け、「社会部〈人権問題担当〉」では「災害と人権」ということをコンセプトとして取り組むこととし、「災害時における人権侵害等についての基本構想～基本的な考え方として～」を策定しました。

これは直接的な人権侵害はもちろんのこと、人権侵害につながりかねないさまざまな状況も課題としていくという願いから、あえて「人権侵害等」と表現しています。

その基本構想には、「私たち念仏者は、このたびの東日本大震災を契機として、『災害時における人権侵害等』の実態に学び、被災者の方がたとえ連携しつつ、その克服にむけた具体的取り組みをすすめていきたいと思います。」と示されています。

リーフレット「災害と人権」の作成

このたび、この基本構想をもとに、「心豊かに生きることのできる御同朋の社会をめざす」ために、「災害と人権」というリーフレットを作成しました。

差別と人権ということを考えるとき、たとえば、差別的発言は、「差別に対する認識のたりない特定の人があるのであって、私は差別をすることはありません」ということではなく、「誰でも何気ない一言が、気づかないうちに誰かを傷つけてしまうことがある」、つまり、「誰しもが差別する可能性がある」という認識に一人ひとりが立つことが大切です。

このたび作成したリーフレット「災害と人権」は、このような問題意識から、東日本大震災を契機として、「災害時における人権侵害等」の実態に学び、浄土真宗のみ教えに生きる念仏者として、どう考えどう行動すればよいかということについてみんなで考えるという啓発のためのリーフレットとなっています。

このたびの東日本大震災のような大きな災害に見舞われた時、被災された人だけでなく、世の中全体が冷静さを失い、パニック状態に陥る中で、一人ひとりのいのちの尊厳を尊重するという大切な視点への配慮が失われるのが現実です。

このリーフレットを読んでいただくことで、改めて、災害時ということえを超えて、差別と人権を考えるための資料として活用していただきたいと思います。

リーフレット「災害と人権」の内容について

まず、表紙を開いたところに、災害で被災された人に対して投げかけられる、「思ったより元気そう」、「かわいそう」、「ガンバレ」、「前向きに生きよう」、「命があったんだからよかったと思わなきゃ」、「早く元気になって」、「あなたは幸せなほうだよ」、「つらいのはあなただけじゃない」、「もっと強く生きなきゃ」という言葉を示し、「不用意な言葉や態度の中で我慢を強いられている方々いることを考えてみませんか？」と問題提起をしています。

そしてその後、もう一枚めくると、「あなたの痛みに気づける私であるために」という言葉が指示され、さらに左のページには、その言葉を受けて、「災害で傷つきながら、さらに

不用意に発せられる慰めや励ましの言葉や態度によって傷つき、我慢を強いられている方々が、たくさんいらっしゃいます。たとえ善意であり、何とかしたいという素直な気持ちであったとしても、自分の言葉や態度が誰かを傷つけていないか、問い続けることも大切です」とあります。

慰めや励ましの言葉が、結果として人を傷つけることになってしまう可能性を持っている。そのことに気づいていくことの大切さを示しています。

最後に裏面において、浄土真宗のみ教えに生きる念仏者として、どう考えどう行動すればよいかということについて、自分の言葉や態度で人を傷つけていることになかなか気づけない私に、気づきを促すものが浄土真宗のみ教えであるということ。阿弥陀さまの願いに出会うことで、自らを問い、社会へ向けて問い続け、考え続ける力とものごとの本質を見抜く感性と、一步を踏み出す勇気も一緒に与えられるということ。そして最後に、「限界を抱えた私たちだけど、無限のはたらきに支えられ、促されて生きている、あなたと私であることを……伝えたい、あなたに。」として締めくくられ、みんなで考え、行動したいとの願いが示されています。

このリーフレットを「災害時における人権侵害等についての基本構想～基本的な考え方として～」とともに活用していただき、さまざまな研修の場で学びを深め、「御同朋の社会」をめざして、実践していただきたいと思います。

災害時における人権侵害等についての基本構想 ～基本的な考え方として～

〇目 的

2011(平成 23)年 3 月 11 日、東北地方を中心に東日本の広い範囲に甚大な被害をもたらした東日本大震災によって、多くの命が犠牲となり、私たちは想像もできないほどの莫大な被害を受けました。多くの命が失われ、日常の暮らしや働く場が根こそぎ奪われたことにより、物質的・経済的な被害のみならず、急激な現実の変化を受け入れざるをえない苦悩や、心の痛み・ストレス等をうけたのです。多くの人たちは、それらによって精神的余裕を失い、今もなお、ぎりぎりの生活を強いられています。

また、このたび震災では、東京電力福島第一原子力発電所事故により、被災地における放射能被害、またそれに関連した風評被害、また避難先での被災者に対する心ない言動等、被災者や被災地に対する差別も新たにうまれています。

さらに、災害時には、情報不足やデマなどによる人権侵害も含め、種々の人権侵害が生じることは、過去の大災害時のさまざまな事例で明らかとなっています。すべての人は人間として安心して生きる権利(人権)を有していますが、このような災害による被災は、被災者の人権をさまざまな形で大きく侵害する結果をもたらせてしまいます。このように災害と人権侵害は切り離せない関係にあります。

私たちの宗祖親鸞聖人は、当時、災害や飢饉をはじめとする混迷した世のなかにあって、阿弥陀如来のご本願を支えとし、互いにお念仏を喜ぶ仲間「御同朋・御同行」とともに支えあいながら、苦難の人生をあゆみ生き抜かれました。私たち念仏者は、このたびの東日本大震災を契機として、「災害時における人権侵害等」の実態に学び、被災者の方がたと連携しつつ、その克服にむけた具体的取り組みをすすめていきたいと思っています。

2026(令和8)年度 本願寺福岡教堂・福岡教区教務所 職員職務分担表

名 前	教 堂	教 区	実践運動	教化団体等	庶 務	外部団体等
藤春美穂 教堂一般職員 教務所事務職員	教堂委員会 宗教法人関係事務 鑽仰講座（補） 在家免物・申請交付	教区会・常備会 寺院諸問題対応 住職総参拝	同朋運動部	仏教婦人会連盟 仏教婦人会連盟（九州大会企画） 若婦人部連盟	職員管理庶務	筑紫女学園関係 筑紫女学園非常勤講師
三宅直幸 教堂一般職員 教務所事務職員	鑽仰講座（補） 備品調整・管理 財産管理委員会	選挙管理委員会 将来構想検討委員会	教区委員会 常任委員会 寺院機能推進部	子ども・若者ご縁づくり推進委員会 布教団 布教団青年布教使の会 仏教壮年会連盟 仏教婦人会連盟（九州大会総務部） 保護司会		福岡県同宗連
西山是匡 教堂一般職員 教務所事務職員	防犯・防火管理 鑽仰講座（補）	会計事務 組長会 組長研修会 得度講習会（得度考査・教師教修） 護持口教調整委員会	非戦・平和部 時局問題対策協議会	寺族婦人会連盟 講社連盟 仏教婦人会連盟（九州大会行事部） スカウトクラブ	願記・進達 PC等事務機器	職員会計
大島光海 教堂一般職員 教務所事務職員	会計事務 恒例法要 鑽仰講座 荘厳・営繕管理	寺院振興対策委員会 勤式関係	広報部	本派矯正教化連盟福岡支部 仏教青年連盟 仏教婦人会連盟（九州大会広報部）	願記・進達（補） ホームページ 寺院台帳/僧研等名簿管理 会場使用・管理	全国教誨師連盟 福岡教誨師会 九州管区教誨師連盟
笠木憲人 教堂一般職員 教務所事務職員	恒例法要（補） 鑽仰講座（補） 仏前結婚式 営繕管理（補） 書籍管理販売	災害対策委員会	門信徒教化部	門徒代表者協議会 少年連盟 保育連盟 社会福祉推進協議会 ビハーク福岡・ライン福岡 門徒推進員連絡協議会 仏教婦人会連盟（九州大会会場部）	願記・進達 公用車維持管理	
竹内智流 臨時職員	恒例法要（補） 鑽仰講座（補） 荘厳管理（補） 衣体管理 在家免物・申請交付（補） 営繕管理（補）		広報部（補）	保護司会（補） 仏教青年連盟（補） 仏教婦人会連盟（九州大会会場部補）	収状発信等事務（補） 書類綴整理・管理 PC行事日程管理 会場使用・管理（補） 宗派交付お扱い管理 公用車維持管理（補）	筑紫女学園関係（補）

福岡教区ホームページ

<https://www.f-hongwanji.or.jp>



ホームページに掲載されている寺院情報の変更は以下の専用メールアドレスまで
jiinshokai@gmail.com

Instagram

LINE

YouTube

@100x1zmt



FUKUOKA_HONGWANJIHA



2026(令和8)年度

福岡教区「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)計画書

編集 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)福岡教区委員会

発行 福岡教区教務所
責任者 福岡教区教務所長 阿武正法

住所 〒810-0055
福岡市中央区黒門3-2 本願寺福岡教堂内
電話 092-771-9081・FAX092-771-8914
ホームページ <https://www.f-hongwanji.or.jp>

印刷 TOTAL
PRODUCE A&C co., LTD
〒811-1122
本社・工場 福岡市早良区早良5-7-3
電話 092-872-8027・FAX092-872-8028